

1951年7月20日第3種郵便物認可 2024年4月1日発行 毎月1回1日発行第74巻第4号

ISSN 0913-6134

# 農村と都市をむすぶ

座談会 農業の転換を通じて社会のあり方を変えていく

司会 安藤 光義

報告者 中島 紀一

パレスチナ難民と国連UNRWA—戦争下の人道危機

石黒 朝香

アメリカ：農業の所得保障を引き上げる

—現行法のポイントと一年延長・その背景—

服部 信司

富山県におけるアフリカ支援米活動 更田 宏樹

2024年 4 月号 NO.866



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ

二〇二四年四月号

(第八六六号)

座談会

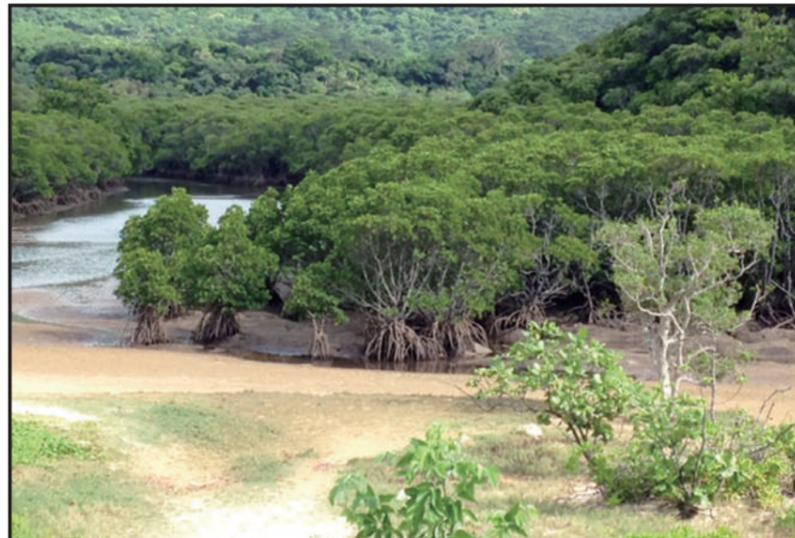
農業の転換を通じて社会のあり方を変えていく

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可  
二〇二四年四月一日発行 毎月一回一日発行 第七四巻第四号

農村と都市をむすぶ

頒価二一〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二ノ一  
全農 農林労働組合  
農村と都市をむすぶ編集部  
TEL 〇三三五〇八一四三五〇



「ヒルギ(マングローブ)の群生・沖縄県石垣市」(編集部)

表紙の写真は、愛知県名古屋市にある名古屋城と桜です。敷地内にはソメイヨシノやシダレザクラなど約900本の桜がそれぞれ時期を変え咲き乱れます。例年3月下旬~4月上旬には「名古屋城さくらまつり」が開催され、多くの見物客を楽しませています。また、名古屋城本丸御殿の表書院一之間には、狩野孝信・尚信親子が描いたといわれている障壁画「桜花雉子図」が飾られ、特にこの時期には一見の価値があります。

また、上掲の写真は、沖縄県石垣市の北部、吹通川(ふきどうがわ)にあるヒルギ(マングローブ)の群生です。筆者がかつて訪れたとき一枚、島内でも有名な観光スポットとなっています。

## 「農村と都市をむすぶ」編集委員会

(農林行政を考える会)

編集代表	谷口 信和	東京大学名誉教授
編集長	安藤 光義	東京大学教授
編集委員	服部 信健	東洋大学名誉教授
	堀口 山安	早稲田大学名誉教授
	神林 信一	農政ジャーナリスト
	小坂 雅充	静岡農専短大教授
	矢山 田滋	日本農業研究所研究員
	秋友 山巧	宇都宮大学教授
	作山 山巧	日本大学准教授
	西川 邦夫	明治大学教授
		茨城大学准教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



## バイデン政権下の アメリカ農業・農政

バイデン政権下での農業・農政をとおして  
日本農政の現状と課題を見つめる

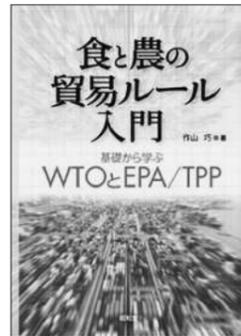
服部信司 著

## 食と農の貿易ルール入門

基礎から学ぶWTOとEPA/TPP

WTO、EPA、TPP、FTA、メガFTA—新聞やテレビでは、貿易交渉をめぐるさまざまな言葉が飛び交っている。とっつきにくく感じることも多いニュースを、どうすれば理解できるのか？重要なキーワードのわかりやすい解説や「新聞記事で学ぶ」というコーナーとともに、食や農に関わる人が知っておくべき貿易ルールを基礎から学ぶ。

作山 巧 著



## 農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革

安倍・菅政権下のTPPと農協改革の背景

第2次安倍政権では、自民党農林族・農水省・農協から成る農政トライアングルが崩壊し、TPP締結や全中解体のような急進的な農政改革が首相官邸主導で実現した。その背景にある地殻変動を、TPP参加協議にも従事した元農水官僚の研究者が明らかにする。

作山 巧 著

◎「バイデン政権下のアメリカ農業・農政」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部（TEL03-3508-4350）、「食と農の貿易ルール入門」は昭和堂（TEL075-502-7503）、「農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革」は農林統計協会（TEL03-3492-2990）までお問い合わせください。

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



## 水田活用新時代

—減反・転作対応から地域産業興しの拠点へ—

谷口信和・梅本 雅・千田雅之・李 侖美 著

米価下落、TPP・自由化路線に抗し、  
水田を地域農業・産業の拠点として  
活かすための実践的提案の書

## 「農政改革」下の農業・農村

神山安雄 著



## 「日本酪農への提言」

持続可能な発展のために

小林信一 著

◎「水田活用新時代」は農文協（農業書センターTEL03-6261-4760）、「農政改革下の農業・農村」は農林統計出版（TEL03-3511-0058）、「日本酪農への提言」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部（TEL03-3508-4350）までお問い合わせください。



「石垣島、思い出の一枚（ハイビスカス）」（編集部）

## 目 次

### 座談会

農業の転換を通じて社会のあり方を変えていく ……………（4）

司 会 安藤 光義

報 告 者 中島 紀一

出 席 者 谷口 信和 服部 信司 堀口 健治

神山 安雄 矢坂 雅充

### パレスチナ難民と国連UNRWA—戦争下の人道危機

……………石黒 朝香（31）

### アメリカ：農業の所得保障を引き上げる

—現行法のポイントと一年延長・その背景—

……………服部 信司（41）

富山県におけるアフリカ支援米活動 ……………更田 宏樹（45）

[時評] 「二〇二四年問題」と外国人労働者確保競争 ……………（としお）（2）

☆表紙写真 「名古屋城と桜・愛知県名古屋市」（愛知分会）

「農村と都市をむすぶ」2024年4月号（第74巻第4号）通巻第866号

## 「二〇二四年問題」と外国人労働者確保競争



二〇二四年一月の新聞報道によると、特定技能制度の特定産業分野として自動車運送業、鉄道業、林業、木材産業を追加することが検討されている。

自動車運送業に関しては、二〇二四年問題が物流に大きな影響を与えると考えられており、「食料・農業・農村白書」や「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」でも、二〇二四年問題への対応が課題とされている。また「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」(以下、「関係閣僚会議」という)は、二〇二三年六月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定し、二〇二四年問題への対応の一つとして、「外国人材の活用」を挙げている。

こうしたことから、すでに二〇二三年九月には、自動車運送業を特定産業分野とする方向にあることが報道されていたが、これに鉄道業等三分野が加わって計四分野が追加されれば、外国人の獲得競争はより激しくなるだろう。

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」(以下、「有識者会議」という)の最終報告書によると、今後、技能実習制度は特定技能制度と接続した「新たな制度」に再編することとされた。そして「新

たな制度」では、「来日後のミスマッチや労働条件等に係る外国人と受入れ機関等の認識のそこを防止するため、受入れ機関に係る情報の透明性も高め、外国人が安心して働ける受入れ機関をより直接的に選択できるようにする」とされたほか、育成期間中の外国人が育成途中で帰国した場合「それまでとは異なる受入れ分野・業務区分での育成を目的とした再度の入国を認める」とされている。さらに、三月一五日に閣議決定された入管法改正案等において「新たな制度」として「育成就労制度」が創設され、同一分野内における転籍制限が緩和された。よりよい労働条件を目指して外国人労働者が移動する動きは、今後強まりこそすれ、弱まることはないだろう。

労働条件の大きな要素は賃金なので、以下では、今後追加される予定の分野も含む特定産業分野の、日本人も含む賃金水準を比較してみる。とはいえ農業も含む産別賃金を勤続別・年齢別等に統一的に把握して公表した統計は存在しない。そこで就業構造基本調査で、従業員上の地位・雇用形態が「雇用人」かつ「正規の職員・従業員」である者の産業別、年齢階層別、所得(主な仕事からの年間収入・収益)階層別人口(男女計)について、各産業・年齢階層の中で人口の最も多い所得階層を、その産業の年齢階層別賃金の代替指標としてみる。

なお、特定産業分野と就業構造基本調査の産業区分を正確に対応させることはできないが、特定産業分野の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」「造船・船舶工業」と就業構造基本調査の「機械工業」「金属製品製造業」、同じく「建設」と「建設業」、「農業」「林業」と「農業・林業」、「漁業」と「漁業」、「飲食料品製造業」と「食料品・飲料・たばこ製造業」、「外食業」と「飲食店」、「自動車運送業」「鉄道業」と「運輸業、郵便業」は、ある程度比較可能であろう。

これら比較可能な特定産業分野の賃金を第八回有識者会議資料で見ると、上位三分野は、建設、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、造船・船舶工業、下位三分野は農業、飲食料品製造業、外食業である。そして、これらの特定産業分野に対応する就業構造基本調査の各産業区分の人口最多所得階層を、年齢階層別にみると、上位三分野に対応する産業と比べて下位三分野に対応する産業では人口最多所得階層の所得は全体的に低く、しかもより若い年齢で所得が頭打ちする。従って、日本人の賃金が低い分野では特定技能外国人の賃金も低い、ということが示唆される。

そこで、新たに特定産業分野として追加される予定の自動車運送業と鉄道業に対応する就業構造基本調査の運輸業・郵便業の人口最多所得階層を見ると、上位三分野

の建設業にはば匹敵する。従って自動車運送業等では特定技能賃金も農業より高くなると考えられる。

こうした状況の中、上記の「政策パッケージ」および同年一〇月に関係閣僚会議で決定された「物流革新緊急パッケージ」において「標準的な運賃」の引上げが課題とされたことに対応し、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」は二〇二三年一二月に「賃上げ原資確保に向け」て「標準的な運賃」と「標準運送約款」の見直しを提言し、これに基づいて「標準的な運賃」と「標準運送約款」が見直される予定である。また、二〇二四年二月にはトラック運転手の低賃金改善も目的として物流総合効率化法と貨物自動車運送事業法の改正案が国会に提出されている。

加えて、賃金構造基本統計調査を見ると全産業平均賃金と比べてトラック運転手の賃金は上昇傾向にある。

以上の制度改革と賃金動向を見るならば、自動車運送業の賃金・労働条件は今後も改善していくと考えられる。これに伴い、特定技能においても自動車運送業の賃金は農業の賃金を上回る方向で優位性を強めていくと予想される。このように、外国人労働者の獲得競争が激化する中、農業分野が労働力を確保していくための対策が求められる。

(としお)

座談会

農業の転換を通じて社会のあり方を変えていく

○安藤（司会） 本日は、日本における有機農業研究の第一人者である中島紀一先生にお越しいただきました。

御著書も多数ありまして、私が把握している最近の著作としては、『自然と共にある農業』への道を探る…有機農業・自然農法―小農制』筑波書房（二〇二一年）、『やまだ農園の里山農業・懐かしい未来を求めて』筑波書房（二〇二三年）などを挙げるができます。

本日は、『現代日本農業論議の視座転換の提言―二一世紀の最初の二〇年間の動向を踏まえて』というタイトルで一時間程度御報告をしていただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

○中島（講師） それでは中島先生、よろしくお願いたします。



安藤 光義氏

〈はじめに〉

安藤先生からは有機農業の最近の動向について紹介して欲しいという依頼でしたが、このところ現場歩きはあまり出来ていないので、残念ながらそのテーマでの的確なお話はできません。

二〇二〇年センサスなどを読むと、日本農業の動向はもう最後とも考えられる深刻な局面に至っていると思われるので、せっかくの機会をいただいたので、今日はお話の範囲を広げさせていただき、いま、日本農業についてどのような枠組で論じることが求められているのかについて、私の感想をお話させて

# 座談会出席者

(2024年2月20日 於：東京都)

司会 安藤 光義

報告者 中島 紀一

茨城大学名誉教授

出席者 谷口 信和 服部 信司 堀口 健治

神山 安雄 矢坂 雅充



中島 紀一氏

より幅広い視野から、日本社会と農のあり方という視点からの論議へと、その焦点を相対的に切り替えた方がよいのではないか、という漠とした私の感想を紹介させていただきます。

いただこうと思います。端的に言えば「農業」から「農」への視座の転換と言うことです。

私は大学を定年退職して一二年になります。この間の私の日常としては、茨城の地元と三・一の一の関係で福島での若い友人たちの農業支援に参加しながら日々を過ごしています。そんな事情があるので、局所的で偏った見聞ということになりますが、そこでの出来事なども紹介しながらお話しさせていただきます。

本題の前に、安藤先生からの当初のご要望がありましたので、まず、最近の有機農業の動向についての私の大まかな感想をお話したいと思います。

続いて、私が筑波山麓での田舎暮らしのなかで実感している、いわゆる担い手問題についてお話ししたいと思います。

そして、最後に、はじめに申し上げた問題、農業について経済政策、産業政策の視点から考えるのではなく、



### 〈有機農業の最近の動向〉

まず、有機農業の動向ですが、大きな画期は二〇〇六年の有機農業推進法の制定でした。それまでは有機農業は運動色の強い在野の取り組みとして長い歩みをしてきましたが、これを機に、民と官が連携して推進に取り組みことになりました。

国側にも、当初はそれなりに熱心に取り組む姿勢があったと思いますが、二〇一〇年頃からその姿勢はたいへん弱くなったと感じられるようになりました。国の農政がかなり極端な「強い農業主義」に特化していく中で、二〇世紀末頃からようやく開始された環境農業政策推進は全体として著しく弱くなり、民主党政権時代の政策変更も大きく災いして、有機農業推進は事実上頓挫してしまう状況に陥ってしまったと私は感じておりました。

そんななかでも消費者の有機農産物人気は徐々にですが高まってきており、流通小売りの場面でも有機農産物と出合うことは増えてきています。生協陣営の取り組みはかなり進展し、また大手量販などの民間流通セクターの取り組みも少しずつ広がってきました。

有機農産物流通は、産消提携、生協産直などの外に大地を守る会などの専門民間流通組織が大きな役割を果た

してきました。ところが、一〇年ほど前に主に関東を拠点としてきた大地を守る会がローソンに、関西を拠点としてきたビオマーケットが阪急電鉄に身売りするなど、事件が続発しました。そんなことも契機となつてこの分野での大手流通資本の影響力の拡大も進んでいます。

方向性が見えにくいそうした状況が続く中で、二〇二一年五月、突然に国から、「みどりの食料システム戦略」が発表されました。そこでは二〇五〇年を目処に有機農業を全農地の二五%、一〇〇万haに拡大するというアドバールンが挙げられ、大きな期待的話題を集めました。

それから二年半が経ちましたが、残念ながらこの戦略の政策的内容はかなり貧弱で、あまり大きな変化は作られずに尻つぼみになってくのではないかと残念な印象をもっています。

「みどりの食料システム戦略」の実体は、国際的に見て日本の農政における環境農業政策の著しい立ち遅れを挽回すべく打ち出された欧米追隨、後追いの政策宣言でした。

そこで世界的に見て先行しているとされる欧米の農業の動向ですが、有機農業拡大はとて大きな特徴となつていないようです。

有機農業推進の国際的運動組織としてIFOAMがありますが、そこでは二〇一六年にオーガニック三・〇と

いう重要な政策方針を定めました。一言で言えば有機農業を現代社会におけるメジャーな農業システムに押し上げていこうという方針でした。

ただIFOAMのオーガニック三・〇の認識と日本の有機農業の動向とは相当に食い違っています。そこには重要な論点があると思いますが、長くなるのでここでは論及しません。

欧米の有機農業にもいろいろな形があるようですが、このところ有機農業が目覚ましく伸びつつあるデンマークなどの話を聞くと、有機農業は最近ではマーケットにおける波及力もかなりある強力なビジネス的体制を作りつつあるようです。日本の場合は実態としては、有機農業や自然農法の取り組みは、おおよそは暮らしと自給を大切とした小農的農業体制のなかにあると思われるので、彼地の動向は日本とはかなりの違いがあるのではないかと感じています。

地球的環境問題の視点から有機農業や自然農法の意味を位置付けた場合には、グローバル化が急激に進む現代社会の動向をそのままにしてそれと馴染んでいくビジネス的展開は好ましいことではなく、社会のあり方を、みどり重視、地域自立の方向へと大きく変えていこうとする動きと連動した小農的あり方での充実深化の動向こそが期待されると私は考えています。

そんな視点から観れば、有機農業や自然農法の将来展望としては、みどり重視、地産地消重視の自然共生的農業としての大展開が望ましいと考えられます。有機農業や自然農法の自然共生型農業としての深化、拡大という方向は、日本では小農制がこれからの時代に生き残っていく上での有力な方途としても位置付けられるものです。そこには多くの国民のさまざまな形での参加が期待できるだろうとも思われます。この点は最後のところでの私の考えを述べたいと思います。

### 〈最近の日本農業の担い手問題を考える視角〉

次に私が茨城の地元で日々見聞している担い手問題について少し紹介させていただきます。

私の在所は茨城県のほぼ中央部に位置している石岡市旧八郷町地区です。農業構造という点では、顕著な産地形成はあまりみられず、伝統的な農業の形がそれほど崩れていない、別言すれば停滞的な地域でした。そんな状況が、環境保全型の農業形成の条件となり、生協との産直農業産地としてそれなりに知られるようになっていました。

二一世紀に入る頃から、地域農業のそんな静かな状況はかなり変化し、水田農業については、一般農家の離脱が目立つようになり、一部の規模拡大農家への土地の集

積がかなりのテンポで進みつつあります。

私の地域では、農業の主な働き手としては長く頑張っ てこられた八〇歳代の方々の引退が進み、現在の中心は七〇歳代の方々となっています。しかし、その態勢もやはり限界に近く、水田農業から撤退は止められない流れとなってしまう。

この変化は、家としての世代交代と一体のこととして進みつつあり、八〇歳代、七〇歳代の引退は、意識の上でも農家が農家でなくなっていくことになっていると感じます。引退した高齢者たちはまだそれなりに元気なので、多くの方は自家菜園に勤しんでおられますが。

一方で空いた水田を引き受けた規模拡大農家の年齢層は少し若くておおよそは六〇歳代ですが、この方々についてもやはり間もなくは世代交代の時期は迫っています。その経営状況は、機械投資などの負担が過重で、相 当に厳しいようです。そんななかでその厳しい農業経営をそのまま家の後継者に引き渡すわけにはいかないという ことで、規模拡大農家の撤退のうわさも度々耳にする ようになっています。

二一世紀に入る頃からのこうした地域農業の動向変化の意味は相当地に大きいと感じています。前向きな展望は なかなか見えてきません。そんななかで農村でも農業は 特別な方々が取り組む仕事となってきていて、一般住民

にとつて農業はかなり遠い存在になろうとしている。こうしたむらでの意識変化が、とくに子どもたち世代に及ぼす影響は相当に深刻だと思えます。

農業は身近で良いものだという印象を普通のこととして取り戻すという課題は、農村地域でもさし迫ったものとなりつつあると感じています。いわゆる担い手の危機という状況はすでに過ぎていると感じます。

二〇二〇年センサスの結果を読んでみて、そうした動きはおそらく全国の村々でも生じているのだらうと受け止めました。

### 〈農業論議の枠組の転換を〉

最後に、今日のお話の主題としたいと考えてきた、これからの農業・農村にかかわる政策論議の枠組転換について、身近な事例を交えながら私の意見をお話したいと思えます。

農業を産業としてだけ捉えて、それを経済政策の枠組で再編しようとしてきたり方はもう止めた方が良いでしょうという認識が前提にあります。日本の農業・農村の崩壊的状况は、既にそんなところにはないだらうという認識です。

地球環境問題がこれほど深刻化している状況の下では、産業としての再建、再編の如何という視角からでは

なく、農業・農村は、まずはみどりの重視、みどりの活性化との関係で自らの位置を積極的に位置付けることこそが適当だらうと考えています。

その点に関して、今回の基本法改定の法案では、農業の環境負荷要因の低減が課題として掲げられるようで、それはそれで結構だと思えます。しかし、農業の環境負荷要因の多くは、国が、そして産業界が長期にわたって、力を込めて推進してきたものであり、その責任を厳しく問うことなく、突然に負荷削減を言うのでは説得力はないと思えます。

環境農業政策としては、環境負荷の低減という視点を越えて、私は農業とみどりとの関係修復がとりわけ重要な課題になっていると考えています。みどりと離反してしまっている農業の状態を見直して、みどり自然とのちとともにある農業というあり方を様々な場面で取り戻して行くこと。これからはそれを正面からの課題に位置付けるべきだと考えています。その意味で言えば、有機農業が二五％になるか、一〇〇万ヘクタールになるかといったことはあまり大きな問題ではなくて、ここに農業の将来像があるのだということを社会全体、そして農業界もちゃんと受け止めるような枠組みをつくっていくことの方が重要だらうと、私は思っています。

私はそういう意味で、農業の枠組ビジョンとしての有

機農業や自然農法を重視し、それを農業全体の自然共生型への転換、移行への先導役として位置付けたらと考えています。有機農業政策としては、そうした視点が欠落している有機JAS制度重視のあり方からは出来るだけ早く脱却した方が良いだろうと考えています。

### 〈自然と風土、地域と暮らし方という視点の重視 ―やまだ農園の里山農業再建〉

この領域についての私自身のテーマとしては里山農業の再建に取り組んでいます。私の地元は里山に囲まれている、里山農業再建はとても解りやすく、取り組みやすい課題となっています。

今の季節で言うと、里山の落ち葉さらいと、その落ち葉を使った踏み込み温床づくりなどの作業になります。私たちがそういう取り組み現場をつくっていくと、山が明るくなり、きれいになって、入りやすくなり、遠い昔からこういう里山が農業を支えてきたのだということがみんなに解りやすく示される。そのようなことを期待しつつ、少し前からそういう取り組みを進めています。

ここで私がお手伝いしているやまだ農園の取り組みについて紹介したいと思います。

その様子は、山田晃太郎・山田麻衣子・中島紀一『やまだ農園の里山農業―懐かしい未来を求めて』二〇二

三、筑波書房で報告しました。

この本は、二〇二二年七月にNHK BSプレミアムで放送された「筑波山麓KAYABUKIライフ―懐かしい未来」を踏まえて書いたものです。この番組は好評で、度々再放送されており、英語版は「Hatched Living: A Nostalgic Future」という標題でYouTubeのNHK WORLD JAPANの中で無料公開されています。

やまだ農園が取り組む農業の中心課題は、購入資材依存の農業を止めて、里地里山の自然に依存した農業を組み立て再建していくという点に設定されています。築一〇〇年の茅屋根民家を譲り受け、それを補修しながらその活動の拠点として活用しています。

経営面積は畑で二ヘクタール、田んぼで〇・八ヘクタール、あと里山を〇・七ヘクタール、そのほかに彼のところはかやぶき屋根をやっているものですから、かやぶき屋根のカヤ場が一ヘクタールぐらいです。ほとんどは借地です。

やまだ農園では買った肥料というのは一切使っていません。里山やカヤ場のみどりを活用しながら、購入した肥料は全く使わない。米ぬかはそういうみどりを活用する上で役に立つので、米ぬかは一五〇袋ぐらい、知り合いかから回してもらっています。いわゆる工場で生産され

ている購入資材は、肥料の關係では全く使わずに自然の緑に依存してやっています。

就農して三年目のところで、築一〇〇年のかや屋根屋敷を引き受けないかという話が舞い込んできました。まだ農業も安定していないのに、そんなことをしてどうするのだという声もあったのですが、ご近所からのそういうせっかくなご好意があるのなら引き受けようということにしました。屋根のふき替えなどもしながら、一〇〇年前の大きなかや屋根の民家を拠点として活動をするようになりました。

落ち葉集めを狙いとして〇・七ヘクタールほどの山林を管理しています。落ち葉を集めて持ち帰ってくるのは半分ほどで、残りの半分は落葉を集めて山に積んでおきます。山には落ち葉を土にしていく仕組みがありませんから、それをそのまま切り返しませずに二三年ぐらい放置し、三年目ぐらいすると最高の腐葉土になります。三年かかると聞くと迂遠だと感じるかもしれませんが、落ち葉を集めて山に積んでおくだけで、三年待てば、あとは何もしないで最高の腐葉土がやってくる。

その最高の腐葉土をどう評価するのか。近代農学にはこれをしっかりと評価する科学的ロジックがないのです。腐葉土は一〇〇%木質系の有機物で、微生物、土壌小動物の多様性はたいへん豊富です。これはやはり三年

放置の効果だと感じています。

落ち葉を分解させるだけなら、もっと早く分解する方策があります。しかし、腐葉土としての成熟、豊富な生物多様性とその定着という点ではやはり山で放置した時間がとても重要だと感じます。そこでつくられた多様性は壊れにくい多様性なのです。微生物研究の方々はロバストネス（堅牢性）という言葉を使っていますが、ロバストネスのある微生物多様性がしっかりとつくられてくる。これはいろいろ工夫してできるものではなく、まさに自然の力なのだということが分かってきました。

かや屋根の修復はいろいろたいへんなのですが、それを始めると、ダイナミックに大量の有機物が出てきます。

かや屋根のカヤもこの場合、スキですけれども落ち葉と同じくらい分解しにくい有機物で、これも二年、三年かけると、とてもいい腐葉土になっていく。山の落葉とカヤを軸に土づくりを進めています。

それから、畑に生えてくる雑草。これは手が回らないということが一番大きいのですけれども、畑では雑草が圧倒的に生えるのです。負け惜しみではなく、土の、みどりの、有機の畑の力は、圧倒的に植物の生産力だと感じています。土地の生産力は、日常的には雑草の植生力

として表される。

いま不耕起ということがかなり話題を呼んでいますけれども、そうした私たちの経験から見ると、不耕起は自然再生という点ではそれほどたいしたことではなくて、そのまま本格的に耕作放棄をした方がずっといい。そうすると、本当に土は自然によみがえっていつていく。その上で、草を刈って、少し耕してみると、こんなに生育が旺盛になるかと思うぐらい、土の生産力は回復している。そう考えると、基本的には雑草の植生力がポジティブな意味で重要で、その植生力と農業をどう調和させるかということが課題でということになります。ただ、現状ではその調和が、やや雑草優位になってしまつて、作物がなかなかそれに追いついていかないのが現実、だということなのです。

やまだ農園にも、規模拡大農家と同じように、空いた畑を耕作しないかという依頼が来るのです。それを断ると、ほぼ確実に太陽光発電用地になってしまう状況があります。手間があれば、雑草をある程度抑えながら、うまく営農することはできるのだけれども、そういうお話が来たときは労働力的に無理があつてもできるだけ引き受ける。その上で、大変だけれども、粗放管理で野菜栽培をしていくというのが最近の実際です。その結果、土は確実に好くなってきています。

まだ一〇年に満たない経験にすぎませんが、土は良くなり、地域資源の利用も幅広く展開しています。農業の実態として、褒められるほどにはうまくいっているとは言えないけれども、様々な角度から見ると、農業の内実として、相当に手応えのある取り組みになっています。新しい農業のあり方として、普遍的な可能性が開かれていると感じています。

それから、経営のことでは、消費者の食卓を考えながら周年で多品目の野菜を作つて、それを消費者に宅配便でボックスの形で送るといふようなことをしています。

始まりの頃は二〇軒ほどでしたが、少しずつ、人づつで増えていて、今は一二〇軒くらいになっています。

収入は多くありません。もう少し稼がなくてはと二人はいろいろと考え工夫もしているようです。しかし、収入はなかなか増えない。

ただ、生活は何とかなつているようです。やまだ農園では、営農にも生活にお金をかけないというのが経営論の中核です。生活面では、食費はほとんどゼロ、衣服費もほとんどかからない。みなさんからいろいろなものも譲られるのです。住居費は、かや屋根の維持は別にすると、今はかや屋根のすぐ近くの小さな家に住んでいるのですけれども、家賃は月に一五、〇〇〇円です。子供もまだ小さいですから、まだ本格的な教育費はかからな

い。普通の家計簿とはかなり違う構造になっていて、笑いながら貧乏を語る程度のところでおさまっているように思えます。

担い手という視点から言えば、幅広い方々の参加を求める開かれた家族農業の形成という枠組を軸としてきました。老若男女、大勢の市民の参加はかなりの実体を作りつつあります。田んぼや畑仕事、里山利用に取り組む市民たちも増えてきています。地域への移住者も増えていきます。その流れの中で各地に新規就農者も生まれてきています。

この家には三人の娘さんがいて小学校と保育園に通っています。保育園でつくられたいろいろなつながりが農園運営において大きな役割を果たしています。毎日保育園に子供を連れていき、帰りには保育園の給食の残渣を全部持って帰って、それが堆肥の材料となっています。保育園の給食で使う味噌はやまだ農園でみんなで作ります。

やまだ農園のいろいろな行事は主に土日ということになります。そこには保育園の子どもたち、父母たちも大勢参加しています。農園としてはもちろんウィークデーにも仕事があります。それについても応援したいという方々がおられて、週二回の出荷荷造りの時には年配の女性お二人が必ずお手伝いに来てくれます。それから農

作業のほうも二、三人、日常的に手伝ってくれる人がおられます。ずれも完全ボランティアです。この方々はお金ではなく、やまだ農園の取り組みに賛同してそれを応援したい、そこに自分たちの生き甲斐もある、それが楽しみだという気持ちからの参加なのです。

そこに参加することで喜びを感じる。そして、この人たちが仲間を増やしてくれているというような感じもあって、小さな局所的な取組ですけれども、結構動きが出てきているような感じがします。

地域の教育の面では、これは山田君たちというより、以前から私がお手伝いしてきたことですが、地元の小学校の五年生が総合の時間で田んぼと稲の勉強をやってきました。全校生徒六〇人ほどの小規模校ですが、毎年、五年生一〇人ほどが私の田んぼに来て、田植え、生きもの調査、稲刈りを体験し、穫れたお米でおにぎりパーティをしています。そこには祖父母の方々の応援もあります。

こんな動きも踏まえて、市の教育委員会の提案で「コミュニティースクール」の取り組みも始まるようです。そこで農業・里山も大切な資源と位置付けられて、小さな学校が地域での世代間交流の場面としても広がって行くこと期待しています。

文化の側面では、水戸に茨城県立近代美術館があり、

そこで去年の夏に「土とともに 美術にみる〈農〉の世界—ミレー、ゴッホ、浅井忠から現代のアーティストまで—」という企画展が三か月ぐらい開催されました。かなりの反響を呼びました。茨城大学の農学部としても、ぜひその様子を学生に話してもらいたいというので、これを進めた学芸員の方に特別講義に来てもらうという話になっていくようです。

それから、地元ということではありませんけれども、日本農民文学会という小さな団体があります。一九五四年に発足して、今年で創立七〇年になります。一番多いときには全国で五〇〇人ぐらいの会員がいたのですけれども、高齢化と会員減少で、存続が危ぶまれるというぐらいのところになっていました。私は文学作品を書いたりはしないのですけれども、文学会をやっている人たちに知り合いがいて、定年になった後、事務局を手伝うようになり今に至っております。このところ、会員減少は底を打って、かなり増加の流れになってきて、若い人たちの参加も増えてきています。農民文学といったときの古臭さよりも、農民文学って面白いかもしれないね、私の作品もここに発表してみたいというような人が増えてきたという意味では、文化の面での農の打ち出しというのも、それなりに可能性があるのではないかと感じております。

最後に、農福連携について。これについても基本法に位置付ける方向で法案が準備されているようです。良いことだと思えますが、より深い踏み込みが求められているように感じています。

今、進められているのは、企業が障がい者を雇用するということと似たような発想で、いろいろな仕事の中で、障がい者でも対応できる仕事の場面を設定して、そこに障がい者に来ていただく。それなりの報酬もお支払するというパターンで、これはこれでいいと思いますが、そういうことだけでは、今の現代日本社会の障がい者問題は解決しないだろうと思います。

そこからもう一歩踏み込んで、障がい者の方々が普通に参加していく農業の形成へと進むべきだと思います。いま、社会は極度な競争社会となりつつあり、生きにくさを感じられている方は大勢おられます。競争ではなく、互いに認め合い、ともに助け合って生活していくあり方としての開かれた農業の形成。そんな世界を広げていく。それが農福連携の本当のあり方だろうと思えます。

特別の場面に障がい者が参加するというのはなく、障がい者の方々が普通に参加していく農業をつくっていくということが大きな課題だと思います。

やまだ農園にも障がい者の方々がおいでになることが

あります。やまだ農園では障がい者の方だからこの仕事をやってくださいということは言いません。障がい者の方たちも自分でやれる仕事を見付けてやっていく。障がい者だから作業の足を引っ張るなどということは全くありません。障がい者は結構気配りのかたが多いように感じます。

障がい者と健常者の区別なく生きていられる共生社会をつくるのが、我々の農業に課せられた独特の課題だと思います。普通の企業でそれをやれといっても、それはなかなか難しいと思いますが、有機農業や自然農法の場合は、特にやまだ農園のような開放型の活動の中ではそういうことができるだろうと感じています。もしそんな活動を広げられれば、そこから一つの新しい社会像を展望していくことも可能なのではないかというように思います。

### 〈農業を身近な普通の営みだという国民的意識を取り戻したい〉

最初のほうで、農業は身近でよいものだという印象を普通のこととして取り戻していくことが差し迫った課題ではないかと述べました。農業が特殊で遠い存在になっ  
てしまっている、そういう状況は日本の社会のこれからとしてとても深刻なことだろうと思います。

身近なものとして、みどりと命との関わりを再開させて、地域で自給的に生きていく。自給的というと、特殊なことだとの印象を受けるかもしれません。私たちのところで言うところ、かや屋根屋敷の前には大きな庭があって、そこにはノビルがたくさん生えている。子供たちは裸足でそこを駆け回りながら、ノビルを集めてくる。それを炒めて、手作りみそで食べるとすばらしくおいしいのです。そのような場面が農村にはたくさんある。だから、自給というのをしゃちこぼってやらなくても、自給というのは暮らしの普通の在り方としてあるのだというようなことを取り戻していく。

そして暮らしを、商品消費というところだけでないところに広げていく。そんな幅広い模索が社会の課題としてあると思うのですけれども、そういうところの先端の一つに有機農業や自然農法の取組などを位置づけていくことが、意味があるのではないかと思います。

農業はもちろん産業でもあって、経済でもあるわけですからけれども、それだけではなくて、自然ともにある暮らしというように考えると、農業という、業という名前をつけなくても、単なる「農」という大まかな在り方として農業を捉え直して、それを政策議論の中に置いておくということも重要になっているのではないかと思います。が私の思いです。

そんなことを考えてみると、農業は産業ではあるけれども、それだけでなく、自然とともにある暮らしとしての「農」というあり方としての捉え直しが政策的論義においても重要になっていくのではないかということがいまの私の思いです。

○安藤 ありがとうございます。

それでは、御意見、コメント、感想をいただきたいと思えます。

谷口先生、お願いいたします。

○谷口 頂いたメモの一番最初に『『都市と農村を結ぶ』座談会』と書いてあるのですけれども、実は、これだと労働者と農民を結ぶ労農同盟論という言葉に似た意味合いですよね。ところが、この雑誌は「農村と都市をむすぶ」のであって、農村側から問題を拾い上げてくるという発想なのです。

○中島 「農村と」ですね。ごめんなさい。

○谷口 都市のほうから農村にプロパガンダを押しつけるような発想で始まったのではないというタイトルの雑誌なのです。

○中島 すみません。

○谷口 いや、批判しているのではなくて、そういう観点が実は大事だということなんです。私も若い頃に初めて聞いたときには言葉がおかしいと思ったことがあるの

ですけれども、まさにそういうことを今、中島先生がやっていたらっしゃるわけです。現代はもう都会のほうが進んでいるというような単純な考え方は通用しなくなっている。人間として生きていく上での原点みたいなものが失われた都市空間では、まともな人間性が育っていないのではないかという批判が出てくる時代になったと思うのです。

その上で難しいのは、例えばこの間東京農大でシンポジウムがあったときに、後藤逸男先生が堆肥の話を読んだのです。そのときに、堆肥で全て賄えるかのように考えるのは間違いだと。彼は土壌学者ですから、堆肥にはほとんどのものが入っているから、ものすごいエネルギー、活力があるけれども、我々はまだその成分を十分に分析できていない、分かっているのだと。今、仮に一つだけ問題があるとすれば、それは窒素成分だということです。どこでも、堆肥にはほぼそれが欠けていると。著しく足りない。だから、金肥に当たるものを大量に入れる必要はなくて、ほぼ窒素肥料だけ、単肥でちょっと補ってやれば最高のものになるのだということです。化学肥料VS堆肥みたいな二項対立で、どっちを取るのかみたいな議論になってしまうのではなく、現実的にやっていくプロセスとしては、徐々に金肥の部分を減らしていくということが大事だという言い方をされていました。

私も、先進的に頑張っている方を支援したい気持ちはいっぱいあるのですけれども、大部分の農業者はそうではないのです。それらの人たちが変わっていく道筋をどうやってつけるかということもなかなか難しいのかなと思います。そのあたりについてはどのようにお考えですか。

〈有機農業の生産力をどう考えるか〉

○中島 農村の人たちには、あるいは農村出身の方々には懐かしさがあって、やまだ農園で子供が野良で元気に遊んでいる姿に接して何やら嬉しさを感じる方が多いようです。孫たちにもこういう場面に参加させてあげたいという思いにかられるようです。しかし、農村ですらこういう場面にはなかなか出会えなくなっています。それはやはりかなりまずいのではないかと気がしています。そうした現実の流れを押し戻すことに可能性があるのか。昔ながらの農村の良さを前向きに維持できるのかというと、なかなか難しいだろうとも思います。やまだ農園の取り組みは、すぐに一般化することはなかなか難しいだろうなと思います。しかし、それでも、そんな取り組みが魅力ある展開としてあることによって、また別な次の動きへと繋がるのではないか、そんな期待感も持っています。

農家では、直系家族のところでも、「家は農家です、私は農業をやっていませんが」という意識から、「家は農家です」という意識自体が薄れていく。そして、農村でも、みんな機密性住宅に住み、高層マンションにあるようなことになる。こうした状況ばかりが広がるというのは社会としてかなりまずいというように感じています。

それから、土づくりに関わる話については、私の意見は、原理的には肥料をやらなくても大丈夫、無肥料栽培は十分に理に適っているということなのです。

やまだ農園では水田も畑も無肥料です。有機質肥料も入れない。全くの無肥料で、田んぼでは米が五俵か六俵は取れる。周りの農家は七俵ぐらいです。だから二割ぐらい低いわけです。

でも、国をあげて減反をやってきているのだから、肥料をやらなくて二割減ならば、社会としてはそのくらいのマイナスを吸収できるのではないかとも思います。むしろ肥料をやらなくて、こんなに取れるのかということこの感動のほうが、農業の価値を、農業を知らない人たちに伝える大きな意味があるのではないかと思います。

山田君のところはかなり過激で、栽植密度は四五センチ×四五センチです。そこに一本植えをする。三本か四本ぐらい分けつしている大きな苗を一本植えます。補

植もしません。田植えのあとはほっておく。いろいろな田んぼがありますけれども、草取りをする必要のない田んぼも増えてきています。秋を迎えると、分けつが五〇本とか六〇本になる。一つの穂にはモミが一二〇粒ぐらいつくだす。そうすると、一粒万粒まで行かないけれども、七、〇〇〇倍ぐらいまでにはなります。それを見ると、お米の命ってすごいのだということを見んなが実感します。

そのお米の命はすごいのだという実感が、今、ほとんどの人に失われてきてしまっている。もちろん、そこに肥料をやってもいいのです。だけれども、肥料をやらんなくてもこれだけできるのだということの価値は、今の時代にはそれなりにあるのではないかという気がします。だから、無肥料を恐れずにやってみたらどうかと思っています。

それから、農業の力が衰えてきて耕作放棄が増えていく問題ですね。農業が盛り上がって、耕作放棄ではないようにしたほうがいい。しかし、現実としては耕作放棄は相当に増えている。しかし、別の見方をすれば、耕作放棄は自然力の回復であって、昔、経営学では休閑というのが位置づけられていた。今、減反で休閑しているわけだから、それをもう少し積極的に位置付けたらどうかという意見です。

今、耕作放棄地については雑草に対する恐怖が強いので、まずトラクタで耕して、それで除草剤をまく。自然力の回復を阻害する最悪の対応だと思います。

今のトラクタなら二、三年の耕作放棄地を耕作地として再生するのはそれほど難しくはありません。むしろみどりにはこういう力があって、これに支えられて農業があるのだという、農業はみどりの生産力に支えられて営まれているのだという認識を基本に置いて、それに現代科学も援用しながら、いろいろな工夫しながらやっていくと、もっとよくできるといふ、そういう話の筋になるのが本場で、みどりに支えられているのだということが見えなくなっていくということが、農業の地位を下げているのではないか。

里山として明るい森に管理していくと、里山の光合成能力は明らかに向上するのです。暗い山になってしまふと、あるところまではみどりは蓄積するのですけれど、それ以降の蓄積のポテンシャルは下がります。里山に支えられた農業が広がれば、農業も含めて活力のある緑のエリアは広がって、カーボンニュートラル的な温暖化対策ではなくて、もっと本質的な緑を基盤にした温暖化対策の方向が見えてくる。そんななかで農業を前向きに大きく位置づけようと国民的に論じられる枠組みができるのではないか。だから、そういう意味も含めて、無

肥料を恐れるな、やってみたらどうかというような感じはある。

それから、先生がおっしゃったことで、私なりにもう少し補足すると、不足の部分を控え目に肥料で補うという考え方が、現代の農学における健全な認識だと私も理解しています。しかし、その認識には欠けているところがある。

肥料に頼らない有機農業の生産力と、肥料で補っている生産力とでは、生産力については、基本的なロジックに違いがある。

不足を補うつもりでも、肥料を入れてしまうと土の生態的な活力は衰え生物的生産力は落ちてしまう。肥料をやらないと、土の生物的生産力は高まり生態系の活力は盛んになっていく。そこは、二律背反的な面があります。

肥料をやることによって生物的状况が悪くなる側面についても、もう少しちゃんと考えたほうがいいのではないかと。そこらあたりのことこそ、土壤肥料学の方々と落ち着いていろいろ論議ができるのではないとは思っています。現在の土壤肥料学は突き詰めて考えると植物栄養学ではないのです。土と作物の命の生物学ではないのです。そのあたりのところも含めて、そろそろ議論が始められるといいなと感じています。

○安藤 ありがとうございます。神山先生、お願

います。

○神山 共感するところばかりなのですが、ただ、今の基本法の改正の議論を見ていると、依然として「効率的かつ安定的な経営」が大宗をなしていくのが望ましいとされています。一方で、有機農業の推進を言っているけれども、食品事業者が農業法人に出資することを大幅に緩和するわけです。要するにスーパーの資本だとか食品産業、今でもカゴメは中玉トマトでは価格決定権まで持つようになっていきますよね。そのような世界ができてきて、人口減少の下で、農業法人などに東南アジアから人（労働力）を入れようという形になっています。

有機農業も二五%の目標を出しました。やりようによっては、僕は可能だと思います。しかし、政府のやり方は、今言ったような大規模な法人をつくって、そこで有機農業をやらせていく。そうすればコーデックス委員会の国際基準にも合うわけです。そのようなところで発想を転換して別の流れで対抗しようとする、非常に悩ましい課題を抱えているところです。ただ、中島先生がおっしゃったような、一つの村で、暮らしの中で、そういうものをつくり上げていく、それを積み上げていくことで、将来の方向が出てくるのかなと、改めて思っています。

## 〈土地に対する愛着、人間的な要素が農業には不可欠〉

○中島 今年の一月に長崎県の島原に用事があって行ってきました。途中に諫早を通るので、諫早干拓を案内していただきました。冬だったことも印象を強くしたのだと思いますが、茫漠たる農地が広がっていました。水田稲作だけでなく立派なハウスがずらりと列んでいて、ここではトマトが主力のようでした。著名な大企業も相当な投資をして頑張ったようですが、結局は一〇年ほどで撤退。そのあとに地元の民間会社はいったようですが、そこも苦戦しているようでした。

大潟村と諫早はとてもよく似ていると思いますけれど、違うところもあるようです。大潟村は村をつくりましたが諫早は村をつくらなかった。全部出耕作のようなのです。大潟村の人たちには、ここが自分たちの田んぼだという意識がある。ところが、諫早はそうではないようです。土地に対する愛着みたいなものは育っていないようでした。農業は土地に対する愛着があって、その農地基盤を整えて、それを前提として営農システムを考えるとということがセットであるということがぜひ必要だったと思います。諫早ではそうした人間的要素をあまり重視せず、経済的可能性だけが語られたくらいがあった

ようでした。大手の資本も入り、大手資本もそれなりに一所懸命やったと思います。でも、展望は開けていないという感じがしました。

それに対して島原の一番南のほうは、いわゆる棚田、棚畑の小規模農業地域ですが、農業は盛んで、後継者も残っているようでした。彼らは棚畑でジャガイモやタマネギを作ったりしているそうです。一区画当たりの農地の面積は一〇アールあれば広いほうで、五アールくらいが普通のようなようでした。それが全部、見事な石積みみの畑なのです。畑から出た石をそこに積んで、石積みで作ると、七〇度ぐらいの角度で石を積みれば畦畔面積を狭く出来る。そんな思いの中で懸命にやっておられる。その農業も必ずしも順風満帆ではないけれども、諫早と比較してみると、島原南部のほうが粘りを持っているようでした。これからの農業の大きな意味での産業的展望についても、こうしたこともしっかりと考慮して議論は幅広い視野から落ち着いてやっていただくといいなと思います。

いま求められている農業議論としては、例えば茨城の美術館で好評を博した「美術に見る農の姿」という展覧会、これはこれまで農業と関係がなかった学芸員の方が企画され、絵の選び方もとても好いのです。カタログには暉峻先生の本も挙げられていました。農業外の方々か

らのそうした健気な取り組みもあります。農業の幅はかなり広い。農業は経営的構造だけで論じ切れるものではないから、ほかの面でもいろいろな取り組みがあると好いなと感じます。経営以外の面からの取り組みのほうがある意味では現代社会の普通人たちには馴染みややすい面もあると思います。

農業についての取り組みとしては国のイニシアチブ、それを受けて農協がどうするのかというようなことばかりが目立ち過ぎていて感じます。もっといろいろな場面があると思うのです。農業関係人口論という問題提起を小田切先生などがされていて、そのとおりだと思います。ただ、もうちょっと魅力的な柔らかな言葉を使ったほうがいいのではないかと。

先ほどお話ししましたが、私の地元の小学校は小規模校で、今年も五年、六年は合わせて生徒数一二人。二部授業なのです。その一二人と一緒に田んぼに入ります。すると六年生が五年生を指導しながら田植えをします。それは小規模校だからできていることだと思えます。市内には大規模校もあります。そこから生徒を連れてきて一緒に田植えや稲刈りをさせてあげられればと強く感じます。農の教育にはいろいろな可能性があるのではないかと気がします。

農業にはいろいろな場面があって、いろいろな取り組み

みがあるということも、もう少しポジティブに考えられるといいのではないかとというような気がします。

○安藤 ありがとうございます。矢坂先生、お願いします。

### 〈認証制度をめぐる問題〉

○矢坂 本日に共感する点がたくさんあるお話でした。

改めて農業の姿はその社会の写し鏡で、日本社会の歪みや一面的な価値観が有機農業に対する認識や位置づけにも影響を及ぼしていると感じました。日本の有機農業は、先駆的なリーダーと言われる各地の有機農業生産者がたゆまず活動を続けてきた成果なのですが、それでも有機農業の裾野はあまり広がりませんでした。たとえば、日本の有機農業生産者がこだわってきた地産地消や提携、生産者と消費者の密接な関係が欧米のような有機農産物市場の展開を難しくしている側面があったと思うのですが、逆に、そのことが海外から注目されるようになっていく点は大変興味深く思います。有機農産物の市場取引が拡大し、有機農業が発展しているような状況になると、有機農業の本質的な意味が見失われるおそれがあるということでしょう。

フランス、イタリア、スペインの有機農業生産者の中には、農産物価格が下がり、これからは有機農業でな

いと生き残れないので有機農業を始めたという農業生産者も少なくありません。たとえば、スペインのカタルーニャ州の農業省で有機農業の状況についての説明を受けたとき、現地で有機農業を始めたいというスペイン人も同席することになりました。彼はクルミなどのナッツ類を栽培していたのですが、有機農業の認証があれば販売価格が上がるので、どうすれば認証を取得できるのかわかりたくて州政府の担当課に来ていたのです。有機農業の理念や考え方ではなく、有機認証取得の要件にもっぱら関心があるようでした。ヨーロッパの有機農業生産者のなかには、有機農産物をドイツなどに輸出すれば、増収によって農業経営が安定するという期待から有機農業に関心を寄せる人がそれなりにいます。日本の有機農業生産者が有機農業の理念や考え方にこだわっているのとは対照的です。むしろヨーロッパにも有機農業をつうじて地域コミュニティの再興を図ろうとしたり、生態系の保全や豊かな生物多様性に関わろうとしている生産者も数多くいますが、農業ビジネスを成功させるために有機農業を選択している生産者も多いわけです。

そういうビジネス的な有機農業の展開に日本も徐々に巻き込まれつつあるのだと思いますが、日本ではまだ有機認証よりも消費者との信頼関係、市場取引よりも産直取引といった考え方が根強く残っています。そうした日

本の有機農業のあり方が有機農業の意味をもう一度見直す契機になりそうだとこのころに、有機農業のビジネスと運動の綱引きのような状況がみて取れて興味深いです。

ただ、有機農業を捉えるには多様な視点があるはずなのに、日本では生産者が有機農業に取り組みそれぞれの姿勢や考え方にこだわりすぎて、他者をあまり認めないところは問題であるように思います。有機農業生産者の内部で足を引っ張り合っているような印象を持ちます。

有機農業経営で多額の売上げを上げるのはけしからんとか、遠隔地の消費者への有機農産物を販売することに否定的な生産者も少なくありません。有機農業に対する逆風に耐えて、自分の生き方として有機農業をやってきたのですから、そうした有機農業のあり方は曲げられないという気持ちは分かるのですが、生産者自身が有機農業の門戸を閉ざしてしまうようなところがあると感じています。生産者がそれぞれの生きがいや楽しみを求めて自由に有機農業をやっているところに有機農業の魅力があるのですが、慣行農法の一般的な農業生産者に浸透して有機転換を促していく大きなうねりにならないのですね。今日、中島先生が紹介されたように、有機農家のファンともいえるような消費者や地域住民が集まってユニークな活動をしていることを各地で耳にしますが、

そのような活動が隣接する農家や地域を巻き込んで広がっていくかというと、なかなかそうはいかないのです。

一方で、世代や作付けしている作物などによって違うのですが、有機農業に参入してある程度経営基盤を築いてきた若い人たちは、懐かしい農家の佇まいと都市的な自由さが融合したような新しい生活スタイルやコミュニティをつくろうとしていて、これからの有機農業のあり方はかなり変わっていくような感じもしています。

有機農業経営とオーバーラップして、フランス料理レストランやブティックなどの提携、子育て仲間との情報交換など、自由な発想で多様な活動を展開しています。

それは有機農業支援に向けた施策の枠組みに入らないのですが、とても楽しそうで魅力的です。有機農業や自然農法にさまざまな期待や夢を抱いて澆刺と頑張っている人たちと知り合った人たちが、そのコミュニティに入りたい、サポートしたいと思うのもよくわかります。

たとえば、埼玉県小川町の有機農業生産グループでは、有機農業の参加型認証制度（PGS）の導入を検討しています。第三者認証の有機JAS認証は取得費用や文書の記録・保管などでハードルが高い上に、地域を巻き込んだ消費者などのコミュニティづくりにつながらないという不満が残ります。そして地域のなかでの地産地消や消費者への直接販売では有機認証はとくに必

要ないと考える生産者もいれば、東京などの離れた地域の消費者やレストランなどに農産物を販売したり、一緒に活動するときに、有機農産物の認証がないとやりにくいという生産者もいます。

こうしたいろいろなニーズを取り込もうとして、小川町では国際有機農業運動連盟（IFOAM）も提唱している参加型認証制度を採用して、有機農業生産者と消費者などとの交流・共同活動を通じて、有機農業の信頼性を高めていくことを狙っているのです。認証のための検査はたんなる産地交流会ではないので、楽しく充実した意見交換だけではなく、客観的な検証も組み入れた方がよいと思うのですが、有機JAS制度の枠組みに囚われてしまうおそれがあるという批判もあります。個人的には有機JASのようなモノへの認証ではなく、トレーサビリティシステムのようなシステム認証を参加型認証制度で構築できたらよいと思いますが、まだよくわかりません。

感想めいたことを長々申し上げましたが、日本で有機農業が地域を変えていく力をもつようになるには何が必要なのか、私自身もまだ見えていないのですが、先生の経験から考えていらっしゃることを教えていただけませんか。

○中島 先生のご指摘のことは、小川町の有機農業、日

本の有機農業の問題というだけでなく、日本の農業、日本社会全体の大問題なのだと思います。なかなか複雑で難しい問題だと思います。どうしたらそういう混乱から抜けられるのか。いろいろな試みもされているだろうと思います。

しかし、私の印象は前向きな解決策の模索だけでなく、日本社会にはそういう特質があるとした上で、そこにはどんな複合的構造があるのかという視点から、社会的総合研究を重ねてみたらどうかという気がしています。

先生が指摘された各論として認証の問題、要するに信用をどうつけるかという問題があります。

有機農業については、コーデックスが認めた第三者認証システムに準拠した有機JAS制度に画一化してしまっています。

この種の話が社会的に論議されるようになって三〇年ぐらいたちます。そこで私たちは、ほぼ一貫して、二者認証の充実が軸になるべきだと主張してきました。食べ物と農業の関係性の問題なのです。第三者がどうこうではなくて、まず生産者と消費者がお互いに信頼できる関係性が築かれて、そこで安定した、双方の努力と喜びが確認できるような認証制度を充実、整備させていく。それは基本的に二者認証であって、二者認証を広めていく

ために第三者認証的なシステムも少し取り入れる、そうすれば二者認証にも客観性が出てくるのではないかと主張してきました。二〇世紀の最後から二二世紀の初めぐらいいまで、そういう考え方ややり方が工夫されてきて、生協の産直などは進められてきたと思います。しかし、こうした経緯はほとんど知られていないと思います。そういうことも含めて、どういう議論があって、それがどのような結末を招いたのかという政策論なども含めて、社会分析と政策分析というのをしっかりとやって、その上で課題を次の世代に渡さないとダメだと思います。

○安藤 ありがとうございます。それでは、堀口先生、お願いします。

### 〈大規模有機農業経営の可能性をどう考えるか〉

○堀口 私の質問は、有機農業を拡大しなければいけないのだけれども、機械を使って、大規模な有機農業をやる選択肢、これは今どのくらいあるのですか。私が印象を持ったのは金沢大地の井村辰二郎さんのところで三〇四年前だったか、大豆の時期で、一言で言えば、彼の有機農業は雑草対策。防除のほうは諦めた（二〇二三年の日本農業経営学会大会での同氏の報告は、防除も考え対応している、とのことだった）と。その分、反収は低いのですけれども、一八〇ヘクタールの大規模で収益を上

げているし、できたものは右から左へ業務需要がある。

除草は、その当時で、日本で唯一の雑草対策の輸入機械で、まず走らせて、写真を撮り大豆を認識させて、それ以外のものは全部雑草。四条で走りますが、基本的には雑草を掻いていく方式です。大豆も引っかけないかといったら、九〇何%、大豆は避けているのです。日本はそうした機械を作っていないのかといったら、ようやくメーカーが始めて、それも中型で狙っていこうという。まだうまくいっているかどうか、分からないけれども、彼自身のやり方は、それなりに試験場も入って、実証し効率も良い。だから、有機農業を大規模にやる。その場合に、彼の言うように防除は諦める。雑草対策でやれば、一〇〇ヘクタールを超えても、雇い人は何人か若手がいましたけれども、それで済む。重要な選択肢がここにはあるなど。お米はどうか、カリフォルニアに行っただときには一、〇〇〇ヘクタールの大規模な有機の米があつて、やり方もカバークロップを先にやるか、あるいは紙でいくか、水位の調節でいくか、ともあれ、大規模な稲作で、スーパーに行けば、有機とそうでない普通のお米のボックスがあつて、自分で袋に入れる。日本はなかなかそういうやり方がないけれども、そういう有機農業の可能性というのは日本ではどうですか。僕はもっと広がらないかと思つているのですけれども。

○中島 井村さんは有機農業の世界の大スターで、彼の取り組みがあるから有機農業の世界も社会的バランスが取りれているみたいところがあつて、頑張つておられると感じています。

課題としては、主力の大豆栽培の点で必ずしも成功されていらないようです。広域の土地利用システムの整備も含めて一層の健闘を期待しています。

そういう面から言うと、北海道の有機農業の方々の活力は相当な水準になっていると感じます。

分野としては放牧畜産の有機農業化、草地の有機農業転換はかなり進むようです。

また、機械除草の技術力は相当レベルに達しているようです。草対策の完成度が高まっているので、有機農業だけでなく、慣行栽培での減農薬、減化学肥料も相当に進むのではないかと期待しています。

完全有機栽培だけでなくでなくて、多少、農薬の使用もある減農薬減化学肥料栽培のと並行栽培の広がりも期待したいところです。

この並行栽培は日本的有機農業の恥部であるというように言われていたわけです。ヨーロッパは完全オーガニックファームだけでも、日本は並行栽培が普通のことになっている。それは日本の有機農業の大きな弱点だとされてきました。

しかし、並行栽培は別に悪いことではなくて、むしろそれが経営の安定性や多面的な地域形成につながるのだら、それはそれでいいのではないかと思えます。そういう視点から幅広い地域農業の構想が考えられていくというは当然だと思います。そういう点から観ても北海道のみなさんのたくましさは相当なものだと感じます。

私の周りでの状況について言うと、有機認証を取って、東京の幾つかの生協と産直を契約できれば、納得できる価格で契約数量は売れます。一番大きな経営事例としては有機農業を軸としながら五、〇〇〇万円ぐらい売上げを上げている経営も出てきているようです。この場合は有機以外の、生協が取ってくれる減農薬の野菜も作っていて、それはそれで位置づける。

そこでの問題点は労働力です。そういう大展開する経営を維持する労働力は、国内労働力ではほとんど無理で、茨城県の場合、外国人の受け入れは四人までというのがルールになっています。ベトナム人を四人入れて、作業はほぼ彼ら彼女らがやって、若い経営者はあちこち駆け回りながらマネージメントをやっているという感じのようなのです。そのような事例も出てきているから、そこに可能性があるというのは、先生のおっしゃるとおりだと思います。

それから流通については、マイナーとされてきた地産

地消流通は、本質的に観れば決してマイナーではなく、野菜などが地産地消で動くことには普遍性があると思えます。自分の家の野菜は自分で作ることは普遍的に続くと思えます。だからそういう意味で言うと、日本は青果物流通がEUのようにグローバル化していなかったということがむしろこれからの一つの可能性であって、農協の直売店のほうがイオン・ジャスコよりも人気があるわけです。農協の直売店は現状では有機農産物はほとんど受け入れないけれども、青果物流通の一つの時代をつくったと思うのです。あれだけたくさんの人たちが参加した低コストの取り組みはあまりなかったと思うのです。私の地域では普通の消費者は農協の直売店にまず行って、その後、スーパーに行く。スーパーにいいものを買っていくという感覚はありません。ローソンは大地を守る会を乗っ取ればうまくいくと思ったのですが、全然うまくいかない。ローソンに大地経由の有機農産物を置いても売れないのです。隣の農家の直売店には有機でなくてもどんどん売れるというようなことがあって、そういう実態も含めて、遅れている、進んでいるということではなくて考えてみるといいのではないかと思います。

## 〈開放型農業のような取組みをどうやって社会に広げていくか〉

○安藤　ありがとうございます。それでは、私からもよろしいでしょうか。

開放型農業は大変重要な発想だと思います。障害者の方と健常者の方が境なく働くような動きをつくっていくことがすごく重要です。かや屋根をきっかけとしているいろいろな人たちが入ってきているというお話でした。農業者かどうかという括りで区別をすること自体がおかしいというような状況がそこには生まれているように思います。しかし、やっていることは農業であり、本当にみんなで活動をしています。そうした開放型農業のような動きをどうやって増やしていくかは、これから社会を何とか支えていくためにも不可欠なものとなっているのではないのでしょうか。都市部での農福連携の取組みでもかなりそうした動きが出てきているようです。こうした活動をどうやって広げていったらよいのか。もちろん、これは農業政策が進めてきた経営体育成路線とは全く違うものですし、公民館活動という公式なものでもないようです。そうした動きを受け止めていく受け皿をつくり、組織化していくことを本当に考えていかなければいけないと思います。中島先生が繰り返し述べられていたよう

に、これは農業政策という枠を超え、当然産業政策に入るわけもない政策であり、いったいどこが担当してどのように進めていけばよいのかということを考えさせられました。これは一つ目のコメントです。

もう一つは、農業は、生きる力を育むものであるということですが、もともと私たちは生きる力を持っていたはずなのですが、それが産業化されていく中で次第に失っていき、私のように大変しょぼい人間になってしまっているのではないのでしょうか。亡くなられた明峯哲夫さんが「やば耕作団」を主宰して、都市の農地をみんなで耕していたことがありますが、それに参加された方々の感想を見ますと、私の記憶違いかもしれませんが、農地と鎌さえあれば生きていけるということを実感し、だから仕事を失っても、何とか生き延びられるのではないかという自信を得たといったようなことが書かれていたのが、大変印象に残っています。もちろん、私の勘違いにすぎず、単なる思い込みかもしれませんが、自分が食べ、育てるために耕すのがそもそも始まりであり、そうした自給的な農業、あるいは暮らしとしての農業というものもともとあったはずなのですが、今やそれが消えて、全く見えなくなりました。それをもう一度取り戻さないといけないということを、昔から中島先生は言われていたと私は思っているのですが、そのことをまた今日、

お伺いすることができたのではないかと思いました。

質問ではなく、単なる感想だけですが、もし何かありましたら、よろしく願います。

○中島 開放型といった場合、いろいろな人が参加する。しかし、それについての組織論は結構難しいと思います。メンバーシップをどうするか、参加費を取るのか、集合時間はどうするのだと。参加したことによる見返りはどのくらいもらえるのかといった話です。これを詰めてやっていくと、参加型の運動というのはおおよそは行き詰まってしまいます。これも現代組織論の難題だと思います。組織論を詰めていくと、組織は行き詰まり、最終的には解体していく。参加の人たちの条件は単一になっていないから、組織論を詰めるほど、うまくいかなくなっていくという面もある。

やまだ農園では、かなりルーズな運営を特徴としています。おおよそ集合は何時、早くても遅くてもよくて、遅い人は後から来て、少し様子を見ながら参加していく。参加費は基本的になし。報酬もなし。お昼は、お弁当を持ってくるときはお弁当持ちだけれども、お餅をついたりするときは一家族一、〇〇〇円というので、大体子供二人に夫婦でという、四人ぐらいで一、〇〇〇円というのだから、それでお餅がたらふく食べられて、みそ汁も飲めてといえは、全部お餅をやまだ農園負担では気

の毒だからというぐらいのことをしている。

山田君のところは田んぼが〇・八ヘクタールほどあるのだけれども、モチ米の作付が多く、これはほとんどお金には変えていないのです。お餅つき用の餅の需要が膨大にあって、みその麴を作る原料があって、味噌もみんで仕込み、あとはみんまで食べるというので、この〇・八ヘクタールの田んぼが開かれた農業経営形成への基盤として、やまだ農園から寄附されているような感じなのです。その結果、やまだ農園が成り立ってきているから、この寄附は有効なのではないかと。

要するに、やまだ農園は行くのは楽しいし、自然と共にあることが実感出来る。お金もあまりかからないし、お金はもらえないけれども充実感はあるよということに参加してくれる。都合が悪ければキャンセルしてもいいというような格好で運営をしています。農業のボランティア的な取り組みの組織論というのも、これは詰めていくとなかなか大変ですね。私たちは、がっちりした経済組織をつくりたいというよりも、もう少し農業のファンクラブみたいなものが楽しく展開できないかというようなことを考えてきました。

私たちは行事のプログラムについて事前あまり詰めては考えない。みなさんがつくりだしてくれる自然な流れを大事にして、できるだけその場で状況に則し

て判断するというようにしています。

これはまだ手探りで模索しているということだと思えます。そういうルーズな組織論のあり方の模索はいろいろにやられて、経験が積まれていく必要があるのではないかと思います。

参加される方々の負担については、相当遠くからも来てくれる方もおられます。かなり遠方から毎週のように来てくれる方もいて、その方は朝六時前に自宅を出て、電車を乗り継いで、定期バスに乗ってやってくる。私と同じ年の方で、「何故こんなに熱心に来てくれるの？何が面白いの？」と聞くと「なかなか説明しにくいけれど、やりがいと楽しさと新しい発見を感じる」との答えが戻ってきます。

そういう方はぼつりぼつりと増えていて、次は孫も連れてきたいとかいうような格好で、少し広がってきているように感じます。

もし、やまだ農園が狭い意味での農業だけをやっていたのではこうした開放系はつくれなかったと思います。かや屋根があったら、こんな開放系がくれたのだと思います。

山田君も含めてかや屋根については誰もが全く素人で、よく分からないわけです。とにかくやってみて考えようということに来て、そんな取り組みが、実は農業を

専門にやっている人たちよりも、かや屋根農業、それも含めた里山農業について、より本質的な農業へのアプローチになっていった。私の役割は、こうした錯綜した幅広い取り組みにこそ本質的な意味があるのだということについて私なりの解説するところにあると考えています。もう相当な高齢者で労働力としてはあまり役には立たないのだけれども、そんな話を聞くと、納得できるし、ほっとすると言ってもらえています。

しかし、現代農学はこういう取り組みをしっかりと位置付ける、理論付ける準備ができていないように思えます。農学の大きな立ち後れを残念に感じています。

○安藤 ありがとうございます。それでは服部先生、お願いいたします。

○服部 やまだ農園の本を出しているでしょう。それを読ませてもらうかと思うのです。読ませてもらうと、質問します。なるほどなと思っているのは、やまだ農園、非常に規律がルーズだということでしょう。それがかえって長続きして、人を引きつける要因かなと思ったりです。

○中島 山田君夫妻がそういう人柄なんです。本当に人柄がいい。地域には山田君たちの人柄にほれたというひとたちが出てきています。週二回手伝いに来てくれるおばちゃんのご亭主は、かや屋根の植木の剪定を全部やっ

てくれるのです。おばちゃんにはやまだ農園を支えるためにやまだ農園に週二回手伝いに行けと言ってくれているようです。でも彼女はご亭主に言われて来ているのではなくて、山田君たちが好きだから来ているのよなどと言っている。農業のファミリーの部分というのはそういう面があると思います。そういう面が残されているというところに、現代社会における農業の価値みたいなものがあるとすれば、誰でもすぐにやれることではないかもしれないけれども、誰もいではないかというような気はします。

○谷口 そういふのは、我々も農村部の特殊なところをやっているとちがいますが、それでもなくて、この間も農業協同組合新聞に書きましたけれども、三鷹の株式会社三鷹ファームという、農業者が中心になって作った組織がやっていることはとんでもないことです。貸している農地の一部に市民農園があるのですけれども、形の上では個人に貸すのですが生産物は個人のものではないのです。そのマンションの人たちみんなが参加して農作業するのですが、収穫物は自分のものではないのです。マンションの住民をまとめて相手にして、そこにかつての村社会のような関係を復活させようとしているのです。そんなことが起きるのかなとびっくりしました。

○中島 そういふことって、昔、どこにでもあった。

それがいま、なおわずかに残っている。これからの社会にもしそういうことがぼつりぼつりとあれば、相当いいことではないかと思うのです。

○谷口 そういう意味では普遍性がある。あちこちぼつぼつ出ているのを、どうやって論理化していくか。

○中島 レアケースだけれども、普遍性がある。

○谷口 それが我々研究者の仕事なのですよね。簡単にはできないのだけれども。

○安藤 私たちが引き継がなければいけない仕事で、中島先生のお話を伺うことで、はっきりしたような気がいたします。

本日は長時間にわたり、本当にありがとうございます。得るところが大きい座談会になったと思います。感謝申し上げます（拍手）。

# パレスチナ難民と国連UNRWA —戦争下の人道危機

国連パレスチナ難民救済事業機関

日本ドナーアドバイザー

石黒朝香

UNRWA(ウンルワ)とパレスチナ難民について

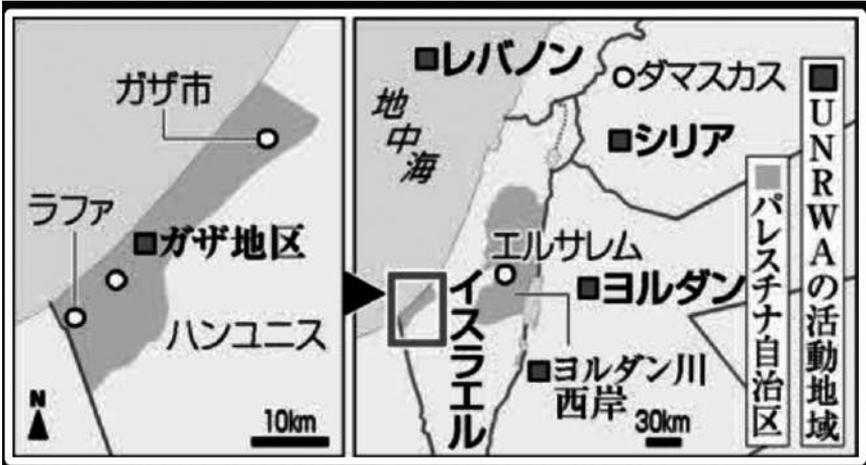
国連パレスチナ難民救済事業機関 (United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East、通称UNRWA)は、第一次中東戦争により発生したパレスチナ難民に対し救済サービスを提供することを目的に、一九四九年一二月に国連総会決議によって設立が採択され、半年後の一九五〇年五月に活動を開始した。戦争発生当時の登録難民数は約七十五万人であったが、イスラエル・パレスチナ紛争の解決が実現されぬまま、難民の子孫は増え続け、二〇二二年時点で約五九〇万人に達している。同機関は設立当時暫定的に三年の期限付きで設けられたが、その後もマンドートは三年毎に更新され続け、今日に至っている。当時の人々は誰

も七五年近くも存続し続けることになるとは想像していなかっただろう。

UNRWAは現在、ヨルダン川西岸地区(東エルサレム含む)、ガザ地区、ヨルダン、レバノン、シリアの計五地域で活動を展開している。主軸となる活動は教育、保健、社会サービスだが、この他にもマイクロファイナンス、職業訓練、難民キャンプ内のインフラ整備支援、軍事衝突や災害が発生した際の緊急支援など、活動は多岐に渡り、様々な側面からパレスチナ難民の生活を支援している。

現在、約二八、〇〇〇人の職員が勤務しているが、その九九%が現地採用、すなわち自らも難民として登録されているパレスチナ人である。職員数は国連機関の中でも最大で、機関の職員が直接裨益者にサービス提供を実

図1 UNRWAの活動地域



参照： <https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=139748>

表1 数字でみるUNRWA

登録難民数	約590万人
UNRWAの運営する学校数	706校
UNRWA学校の生徒数	約54万人
UNRWAの運営する保健センター数	144軒
診療件数	700万件以上
緊急支援援助の裨益者数	180万人以上
2023年のUNRWA総予算（緊急アピール含む）	21.7億ドル （約3200億円）
総職員数	約28,000人

写真1 収穫期のオリーブの木（筆者撮影）



施しているというのも大きな特徴である。

パレスチナは、乾燥した風土の中東地域の中でも比較的温暖で、地中海からやってくる適度な湿度の恩恵を受け、今は故郷を離れて暮らすパレスチナ難民もその多くが元来農業を営んでいたと言われている。特にオリーブはかれらの伝統、アイデンティティでもある。収穫期である一〇月には至るところで摘み取り作業をしている光景が見られ、町毎に設置されているプレス工場ですらオリーブオイルを生産し、その年に家庭用油として使用する。ガザ地区ではイチゴの栽培が有名で、過去には欧州に輸出されていた。また、西岸地区で生産されるナツメヤシの実も他中東諸国で高級品として高値で販売されている。現在でも西岸地区、ガザ地区に暮らすパレスチナ人は、「土着の者」としてのアイデンティティを表す呼び方として、自らを小作農を意味する「ファッラーヒーン (Falahien)」と称することがある。

## 日本とUNRWA

二〇二三年、日本とUNRWAのパートナーシップは七〇周年を迎えた。これは、一九五三年に日本が初めてUNRWAに一万米ドルを拠出したことがきっかけである。日本は、その後一度も途絶えることなく継続して同機関を支援しており、UNRWAにとって、そしてパレ

写真2 日本—UNRWA70周年記念ロゴ、テーマは「紡ぐ」



スチナ難民にとって、高い信頼を寄せるパートナーだ。実は、一九五三年は日本が国連に加盟する一九五六年より三年も前の出来事である。なぜこのタイミングで拠出することを決断したのか、決断の裏で何が起きていたのか、東京大学の鈴木啓之特任准教授が調査・発表している（注1）。

鈴木准教授が調査した外務省外交史料館の資料によれば、「国連から（日本に対し）UNRWAへの資金拠出を求める書簡は、すでに前年の一九五二年に発信されていた」が、①地理的遠さ、②日本の経済状態、③他国の拠出実績の無さ、などの理由により、この年の拠出は見送られることになった。

しかし翌年、当時の在ニューヨーク国連日本政府代表（国連代表部公使）武内龍次氏から岡崎勝男外務大臣に宛てた一報により、その方向性が一転する。武内氏は、「（日本の）UNRWAへの拠出を「アラブ・ブロック」が注視していること、米国が各国による拠出を期待していること、こうした事情に鑑みて朝鮮戦争のさなかにある限りながら韓国が少額拠出を始めている」とし、たとえ「象徴的な性格」の拠出であってもいいから前向きに検討するよう進言した。また武内氏の後任も、当時国連予算外務委員会が審議されていた四つの事業のうち、日本はUNRWA事業にのみ拠出していなかった状況を挙げ、

国際社会から差別的と見做されかねない、と見送ることへの危機感を露にしている。こうした提言の結果、遂に同年一月二三日の閣議で抛出が決定された。

初めは特に国際社会への復帰を目指す日本の外交的な事情によって始まった抛出審議であったが、人道支援という形に結実した事実は国連からも感謝の意が表された。その後、同機関と日本政府との関係は年々強化され、二〇二二年は約三〇〇〇万米ドルを抛出、世界全体でも第六位という堂々たる寄与者として存在感を放っている。現在も主に保健、食糧援助、インフラなどの分野で日本の支援抛出金は活用され、脆弱性の高いパレスチナ難民の生きる支えとなっている。特にガザ地区のハンユニスには「日本地区」と呼ばれるエリアがあり、クリニックや学校の建設、道路整備などが日本の支援で行われたことからこのように呼ばれている。

日本政府との関係は長い時間をかけて堅実なものになった一方で、一般の日本人の間ではまだUNRWAの知名度は低い。二〇二三年は七〇周年を機にいくつかのイベントが開催されたが、パレスチナ難民について、そして当該紛争の平和的解決に向けて理解と関心を深めてもらうためにも、国内での活動を展開して行く必要があると感じている。

写真3 ガザ地区でのイベントの様子 (@UNRWA Photos)



## ガザ地区のパレスチナ難民

現在、二三〇万人ほどのガザ地区住民のうち、七〇％をパレスチナ難民が占めている。全人口の約五〇％が一八歳以下という非常に若い人口構成であることはガザの大きな特徴のひとつである。

二〇〇七年から続く封鎖、またその後数年おきに発生したイスラエルとの戦争により、ガザの社会及び経済は悪化し続けている。昨年一〇月の戦争勃発前の時点で失業率はすでに四六％であり（若年層に至っては七〇〜八〇％とも言われている）、全人口の八一・五％が貧困レベル以下の生活を強いられていた。人々の域外への移動は厳しく制限され、まさに「天井のない監獄」と呼ばれる。

長い間自治行政の空洞状態を経験してきたガザの人々にとって、国際社会の存在は直接生活に影響するほど必要不可欠なものとなっている。経済状況が悪化する中、六〇％の人口が国際社会による支援に依拠して生きている。UNRWAは一三、〇〇〇人の職員を雇用し、三〇万人の子どもへの教育、年間三五〇万以上のプライマリヘルスケア診療、一二〇万人のパレスチナ難民に対する一日の必要摂取カロリーの半分に相当する量の食糧援助等を提供してきた。ガザの人々にとって、国際社会と

言えば国連、国連と言えばUNRWA、というイメージを持っている。UNRWAへの支援が止まることは、パレスチナ難民としての権利を失うこと、そして彼らが国際社会から見放されたというメッセージにつながってしまう。

### 一〇月七日以降のガザ地区

一〇月七日、ハマスによる奇襲はイスラエルをはじめ世界を震撼した。同日始まったイスラエルによる空爆及び地上戦は、未曾有の破壊を引き起こし、パレスチナ難民は一九四八年以来の規模で再び避難を強いられている。現在、約七五％のガザ地区住民が何らかの場所で避難生活を続けている。人々は言われるがままに自宅を離れ、北部から南部に向けて大量に押し寄せたが、一〇月以來南部も含めガザ地区内で安全であった場所などどこにも存在せず、避難者の多くはすでに四、五回避難先を転々とし移動を繰り返している。劣悪な生活環境、日々近づく空爆・戦闘の音などにより、多くの人が精神崩壊を経験している。人道支援の現場の経験者の間でも、現在のガザの状況は他に見たことがないと語る。

二月末現在、UNRWAの学校やロジスティックセンター等一五四の施設を開放し避難を受け入れている。過去の度重なる戦争の経験から、緊急事態時に避難所と

写真4 UNRWA施設避難所の様子 (@UNRWA Photos by Ashraf Amra)



写真5 避難所での食糧配給 (@UNRWA Photos)



して開放できるようないくつかの施設で避難者の受け入れ準備を行なってきたが、今次戦争では収容想定人数の六倍の人々が押し寄せ、支援ニーズに全く追いついていない。避難所によっては一つのトイレを五〇〇人、一つのシャワーを三〇〇〇人が共有しなければならぬ状況にある。衛生環境が悪化する中、現在深刻さを増しているのが感染症で、皮膚疾患、呼吸器疾患、A型肝炎の罹患率が急増している。UNRWAの二二の保健所のうち七件が稼働しているが、これまで経験したことのない患者数が押し寄せている。

UNRWAをはじめとする国連機関、NGOは人道支援物資を搬入するため必死に活動しているが、二月は一日あたりトラック五〇台分しか搬入できていない。戦闘開始前は平均五〇〇台であったことと比較すれば、圧倒的に物資量が足りていない。従来、ガザへの支援物資はイスラエルからの検問所を通過していたが、今回物資搬入に使用されているエジプト国境沿いのラファ検問所は物資搬入用に整備されておらず、体制が確立されていないことも理由のひとつである。総合的食料安全保障レベル分類（IPC）によれば、五〇万人以上が飢餓に近い状態との結果を報告している（ガザ地区以外の全世界でこのカテゴリーに位置付けられている人は一二万人程度しかない）<sup>(注2)</sup>。また、子どもたちの栄養失調状態も

深刻で、ガザ北部では、六人に一人の二才以下の子供が急性栄養失調にあり、また一七、〇〇〇人の子供が身寄りをなくしたと報告されている。

すでに死者は三万人を超えた。UNRWA職員も一五〇人を超える同僚を失った。そんな中今でも三〇〇〇人以上の職員が、自らも避難民としてシェルターで生活しながら、避難所の管理や支援物資の配布などの活動に従事し、自分のコミュニティに仕えている。彼らの献身的な姿勢には敬意しかない。本部に勤務する現地職員もまた必死だ。とある内部ミーティングでは、一部のオペレーターションを停止せざるを得ない判断に対し、機関のトップに食ってかかるほど抗議し、一人でも多くの避難民を助けたいとフラストレーションを露にする一面も見られた。

### ガザ地区以外の地域でも情勢は不安定

ガザ地区の状況は想像を絶するものだが、他UNRWA活動地域の状況も深刻だ。ヨルダン川西岸地区では、入植地の拡大や、イスラエル軍のプレゼンスの増加、入植者暴力事件増加により、過去数年で治安は悪化の一途をたどっている。二〇二三年の一年間で五〇七人が死亡、二〇〇五年以来過去最悪の記録を更新した。イスラエル軍によるいくつもの検問所の設置、またそれらの封

鎖により、域内の移動でさえ制限されている。レバノンでは、パレスチナ難民は国内社会サービスへのアクセスすることができない。それに加えて二〇一九年から始まる国内政治の不安定、経済破綻などを受け、そもそも脆弱性の高かった難民はより過酷な状況に追い込まれている。シリアは長期化する内戦、コロナ危機の影響が直撃、難民キャンプの復興も進まず、パレスチナ難民の九〇％が貧困レベル以下の生活を強いられている。唯一比較的落ち着いているように見えるヨルダンだが、こちらも国内失業率は二〇％を超えており、情勢不安定地域の中の「砦」としての地位を築いているが、住民の七〇％がパレスチナを含む国外からの難民で構成されていることを踏まえると、非常に不安定な要素を内包している。

### 終わりに

現在の戦争に対してUNRWA及び国連が訴えていることは、第一に即時停戦だ。人道支援物資の搬入・配布もまた優先順位として非常に高いが、戦闘が現在進行形で進む中、北部を含め支援を必要とする人々に安全に物資を届けることは停戦なしに不可能である。

また、今和平プロセスにもう一度真摯に立ち返り、将来のあるべき共存方法について取り組まなければ（それが二国家解決であろうとなかろうと）、イスラエル・パ

写真6 ガザ・ナセル病院で取材に応じるラザリーニ事務局長  
(@UNRWA Photos by Mohammed Hinnawi)



レスチナ紛争は永遠に解決策を失う。そのためには国際社会のコミットメントが極めて重要であり、日本もこの点で大いに貢献できると思う。

現在、UNRWAは活動を停止せざるを得ない状況に追い込まれるリスクに直面している。情勢不安定な活動地域において、人道・開発支援を通じて安定化に貢献する役割を果たしてきた中で、UNRWAが今活動を停止すれば、さらに悲惨な人道状況を引き起こすだけでなく、地域全体への影響も無視できない。

二〇二三年一月、UNRWAはガザの学校に通う中学生三名を日本に承知し、難民の子どもとして生きる自らの声を日本国内で伝えてもらった。ガザは戦争ばかり注目されるが、その中で普通の若者が住んでおり、他の子どもたちと同じように将来の夢を持って生きている、才能や能力を持っているがそれを活かす・伸ばす機会がないだけだ、というメッセージが印象的だった。来日した中学生たちは、帰国予定日の直前に戦争が始まってしまったことから、今もアンマンで待機生活を送っている。全土が物理的・社会的に破壊しつくされる中、中学生たちの言葉を思い出す度に「失われた世代」となりつつある子どもたちに思いを馳せずにいられない。

日本国内でも、今次戦争によってメディアや市民団体によって取り上げられることが多くなり、イスラエル・

パレスチナ問題への関心は再び着目されているように思う。オスロ合意から三〇周年を迎えた昨年、残念ながらそのことを記念する雰囲気は立ち消えてしまったが、ぜひガザの人々、パレスチナ難民に関心を持ち続けてほしいと願う。

注・本寄稿は、二〇二四年二月末時点の情報に基づいて執筆されたものです。

(注1) <https://synodos.jp/opinion/international/28951/>

(注2) <https://www.ipcinfo.org/ipc-country-analysis/details-map/en/c/156749/?iso3=PSE>

# アメリカ…農業の所得保障を引き上げる

## — 現行法のポイントと一年延長・その背景 —

東洋大学名誉教授 服部信司

### 1 はじめに

現行のアメリカ農業法は二〇一八年農業法である。

その期限は今（二〇二四）年九月に切れる。

本来ならば、新しい農業法についての議論が、大詰めを迎えているべき時期であるが、そうならない。

すでに、昨（二〇二三）年一月に、現行農業法を一年間延長することが決定されているからである。

（ここでは、こうした動向とその背景を明らかにしていく。）

### II ロシアのウクライナ侵攻により穀物価格の

#### 急上昇が進む

二〇二二年秋、小麦のアメリカ農場価格は二〇二〇年

の四・五八ドル／ブッシェルから七・六三ドルへと一・七倍に、トウモロコシの農場価格は三・五六ドルから六ドルへと同じく一・七倍に急上昇した（表1）。

その結果、アメリカの農業総所得は二〇二〇年九六〇億ドルから、二〇二二年一八五億ドルへと実に一・九倍に増大したのである（表2）。

穀物価格の上昇と農業所得の増大は、いうまでもなく、二〇二二年に始まったロシアのウクライナ侵攻がもたらしたものであった。

この穀物上昇と農業所得増大はアメリカ農業の好調が、農業法延長の基本背景をなしている。

### III 現行農業法（二〇一八年農業法）のポイント

二〇一八年に成立した現行農業法（二〇一八年農業

(表 1) アメリカの穀物：農場価格 (2017/18—2023/24) (ドル/ブッシェル)

	2017/18	2018/19	2019/20	2020/21	2021/2022	2022/23	2023/24
小麦	4.72 (100)	5.16 (109)	4.58 (97)	5.05 (107)	7.63 (162)	8.83 (187)	7.20 (153)
トウモロコシ	3.36 (100)	3.61 (107)	3.56 (104)	4.53 (157)	6.00 (186)	6.54 (203)	4.80 (150)
大豆	9.33 (100)	8.48 (91)	8.57 (92)	10.80 (116)	13.30 (143)	14.20 (152)	12.75 (137)

注 1) 2024年は2月まで。

注 2) 小麦・大豆 1 ブッシェル=27.2kg・トウモロコシ=25.4kg

注 3) 小麦年度：6月→翌年5月。トウモロコシ・大豆年度：10月→翌年9月。

資料：USDA, World Agricultural Supply and Demand Estimates, Feb.2024,

Wheat, Corn, Soybean: US: Supply Disappearance, and Price, 1980/81-2022/23.

Weekly Farm Economics, 2023 and 2024 Effective reference Prices and the Next farm Bill

(表 2) アメリカの農業所得 (2020—2024) (億ドル)

	2018—19 平均	2020	2021	2022	2023)	2024)
農業所得	813	960	1424	1855	1559	1161
指数	100	118	175	228	192	143

注 1) 2024年2月時点での農務省の予測。

資料：USDA, US. Farm sector financial indicators, 2017-2014F.

法)は、二〇一四年農業法において導入された価格損失補償 (Price Loss Coverage: PLC) と収入保障 (Agricultural Risk Coverage: ARC) を引き継ぐとともに、所得保証の基準である目標価格を引き上げた

### (1) 目標価格

主要な穀物に目標価格が設定されている。

目標価格とは、生産者の所得を保証する価格のことであり、一九六五年農業法において導入された。生産者の販売価格が目標価格を下回れば、その差が不足払いとして、生産者に支給される。

二〇一七年までは、農業法において、農業法の期間 〓 五年間の目標価格の水準が決定されていた。

例えば、二〇一四年農業法においては、二〇一四年—二〇一八年の五年間の目標価格が、そこにおいて決定されていたのである。すなわち、小麦の目標価格は、二〇一四—一八年度を通して五・五ドル/ブッシェル、トウモロコシは同三・七〇ドル、大豆八・四〇ドルであった。

### (2) 二〇一八年農業法における実効目標価格の導入

これに対し、二〇一八年農業法は、「直近五年間の生産者の販売価格も考慮に入れ、翌年度の実効目標価格を

設定する」とした。毎年、翌年の目標価格を、決めていく、としたのである。

実効目標価格は、以下のA、Bのいずれかの小さい方とされた。

A. 目標価格の一・一五%

B. (1) 目標価格(二〇一四年農業法における)

(2) 直近五年間のうち、最高と最低を除く三年間の生産者販売価格の八五%。

このうち、いずれか大きい方。

この方式によれば、実効目標価格は、それまでの目標価格と同じか、その水準を一五%まで上回るようになる。

二〇一八年農業法は、アメリカ農業の所得保証の基準である目標価格を引きあげるメカニズムを導入したのである。設定された実効目標価格は、表3のとおりとなっている。

すなわち、小麦の実効目標価格は、二〇一八年農業法の期間Ⅱ一八年度から二二年度まで、五・五ドル/ブッシュェル、トウモロコシも同期間を通して同三・七ドルであった。

昨年(二〇二三)の現行法の延長により、二二年度も、小麦・トウモロコシの実効目標価格は、同じ水準が続い

ている訳である。

#### IV 昨(二〇二三)年一月、現行農業法の一年間の延長を決定

昨年(二〇二三)年一月、アメリカは、現行農業法(二〇一八年農業法)の一年間の延長を決定した。

穀物価格の上昇を背景に、二〇二二年の農業所得一八五億ドル(一ドル＝一五〇円)として、二七兆八二五九億円)は、二〇一八―一九年平均八一三億ドル(一二兆一九五〇億円)の二・三倍に急増したのである(表2)。

この農業の好調を背景に、アメリカ農業法の一年間延長が、スムーズに行われたといっている。

#### V アメリカ農業：ウクライナ危機の最大の受益者

前述のように、穀物価格の上昇をもたらしたのは、ロシアのウクライナ侵攻Ⅱウクライナ危機である。

この点を踏まえれば、アメリカ農業は、ウクライナ危機の最大の受益者といっても過言ではない。

アメリカは、ウクライナへの渾身の支援を行っても、行いすぎることはない。

アメリカには、その渾身のウクライナ支援が求められているのである。

(表 3) 小麦・トウモロコシ・大豆の実効目標価格 1)  
(2018/19-2024/25 : 各年度)

(ドル/ブッシェル 2))

品 目	2018/19	2019/20	2020/21	2021/22	2022/23	2023/24	2024/25
小麦	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	6.5
トウモロコシ	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.94
大豆	8.4	9.05	9.05	8.4	8.4	9.27	9.27

注 1) 目標価格：生産者の所得を保証する価格。農業法において決定。

実効目標価格：農業法は 5 年ごとに更新される。農業法決定後の価格変動を基に、目標価格も調整される。

実効目標価格とは、その調整された価格のこと。

注 2) 小麦 1 ブッシェル：27.2kg、トウモロコシ・大豆：25.4kg

資料：2028/19-2023/24 年度：服部信司「バイデン政権下のアメリカ農業」筑波書房、22-23 頁。

2024/25 年度：Gary Schnitkey, Nick Paulson, and Jim Baltz, Department of Agricultural Environmental and Development Economics, Ohio State University, 2023 and 2024 Effective Reference Prices and the Next Farm Bill.

注 1)  
reference price は、直訳すれば参照価格であるが、実質的には、それまでの target price (目標価格) …と同じであるので、目標価格とする。

# 富山県におけるアフリカ支援米活動

全農林労働組合富山分会 更田宏樹

## ① いまごろ

本題に入る前に、二〇二四年一月一日に発生した能登半島地震で被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。私も富山県内において、地鳴りの直後に訪れた強い揺れと遭遇し、これまでに感じたことの無い強さに加え、なかなか収まらない揺れに戸惑い、今でもわずかな揺れを感じるとドキリとする次第です。私の状況などは避難生活を強いられる方々のご苦労・ご心痛に比べれば比ではありませんが、自身と家族への身の危険を経験した者として、被災地の復旧・復興を心より願っております。

## ② 自己紹介

さて、この度、支援米活動の寄稿をさせていただきこととなり、まず初めに自己紹介をさせていただきます。私は、一九九二年に北陸農政局の採用として、当時の富山統計情報事務所富山出張所に配属された後、主に富山県内での勤務を経て、二〇二三年度からは富山県拠点（統計チーム）に所属し、採用から三二年目を迎えています。

組合活動においては、執行部経験は多くありませんが、現在は副委員長の役を賜っており、執行部の方々はご迷惑をお掛けしているかと思いますが、過去の副委員長の足跡を確認しつつ足踏みから一歩ずつ前進の気持ちで取組んでいます。

私生活では、過疎が進む地域での生活のため、幾つもの役を依頼される日々、厄年ならぬ役年が続く忙しい日々を過ごしながらも、二年前に授かった一人娘の日々の成長が何よりの励みになっています。

### ③ アフリカ支援米と私

二十年近く前でしようか、アジア・アフリカ支援米の活動は青年部時代に、保育園児と共に行う稲刈りを手伝った記憶があります。当時から支援米の取組は組合活動の一部として認識していましたが、動員としての意識から、支援米のは場で園児が刈り取った稲をワラで束ねて稲架掛けできるよう手伝い、稲刈りが終われば、役割を果たしてそれ以上の関心を持たなかったように思います。

ところが、二〇二三年から副委員長となり、「食とみどり、水を守る富山県民会議」（以下、会議）の事務局長の役があると知りました。この会議における活動の柱が支援米の取組であり、私が過去に経験した活動が継続されていることも知りました。

過去から続く支援米の取組を今度は仕切る立場となった訳ですが、この様な立場になるとは予想もしていなかったことでした。

支援米の取組は、五月の田植えから始まりますが、田

植えまでには幾つもの前準備が必要でした。支援米の支援者（ほ場の提供者）との打ち合わせ、参加者の手配、マスコミ対応、田植えに備えた資材等の準備など、一連の流れが分からない私には過去の資料を確認しながら、優先順位を確認しつつ段取りを進める必要があり、効率良くありませんが、残されていた資料から先の先輩方の足跡を知る機会でもあったため「できることをやるだけ。」との思いで進めました。

支援米の田植えは、会議への加盟組織のほか、個人会員で作付けほ場田の提供者でもある藤井さん（以下、藤井さん）、田植えに招待した地元保育園児と保育士さん、地元老人会である福寿会のみなさんが集まって行われます。

保育園児は、ほ場で足を取られて歩くのがやっとなりで、大人が就いての田植を必要としました。しかし、気配りが必要なものの、園児のあだけない様子や、初体験の田植えを楽しむ姿を見ると、苦勞が報われる時間でもありました。

支援米の取組は、田植え後、ほ場管理を藤井さんが行うため、事務局が行う作業は稲刈りまでは一休みとなりますが、仕事や私用の日々から休む間も感じないまま九月を迎えると、記録的な猛暑の影響で稲の生育が早まり、例年よりスケジュールを一週間程度前倒しする必要



田植の準備を見守る園児たち

が出てきて、再び慌ただしい日々となりました。

九月の稲刈りでは、諸事情により田植えを行った園児と地元のカールスカウトを別日に招待し、稲刈り・稲架掛け作業、足踏み脱穀機による脱穀体験を行いました。

実は、このカールスカウトによる稲刈りの方が、保育園児による稲刈りより以前から行われていたようなのですが、過去の足跡を一・二年たどっただけでは気づく事が出来ずにおり、藤井さんから新型コロナまん延防止のため、カールスカウトによる稲刈りは二年間休止となっていたと聞かされて、初めて経緯を知ると、ここからは二回の稲刈りを行う準備で大慌てでした。

二回の稲刈りは、九月になっても残暑が続く中、爽やかな汗と言うより、暑さと忙しきで、汗だくのものとなりましたが、収穫の喜びを共有できたことは素晴らしいことでした。

支援米の取組は、稲刈りを終えれば、ここからは支援米をアフリカへ送る事務局の地道な仕事が始まります。

実は、私が公務として輸出促進業務を三年間経験したことがあり、この経験から、海外へ米を送る手続きはとて大変で、経費と時間がかかるとの認識がありました。また、輸出先国によっては、玄米での輸入を禁止している国もあり、人道支援の米であっても無条件で輸出できるわけではなく、支援を求める地域へ米を届ける大



足踏み脱穀を体験するガールスカウト

変さを感じていました。

会議が受け持つ輸出に関する事務は、生産者と輸出者の契約に関する事と、輸出者まで米を届ける国内輸送までで、輸出手続きを行うことはありませんが、全国展開している支援米の取組ですので、米の受取側との調整を終えるまでは、自宅で米を保管し、支援米のラベルを貼って連絡を待ちました。発送連絡を受けた後、米の国内輸送費も事業者により費用が異なるため、安い事業者を選択して二一〇キロ（七袋）を国内発送したのは一二月となっていました。

海外輸送を担うのは支援団体「マザーランド・アカデミー・インターナショナル」、輸出先のアフリカ・マリ共和国に現地事務所を持ち、長年の支援実績のある団体です。治安情勢に左右されるマリ共和国への支援の取組ではありませんが、日々の食事の確保・清潔な暮らしのできる住い、希望が持てる未来といった人間らしい文化的な生活を過ごせないでいる子供たちが海外に大勢いる事実を無関心でいることなく、支援を必要とする子供たちへ食糧を届ける取組に関われたことを光榮に思います。

#### ④ 富山県民会議と支援米活動

会議の支援米活動は一九九五年の北朝鮮への支援米から始まり、翌年の九六年以降はマリ共和国への支援とし

て継続しています。取組の実施田は県下で三箇所のほ場に於いて実績がありました。事務局を担う全農林の分會統合や協力者の事情等の理由かと思えますが、現在では滑川市の三・七アールの一箇所のほ場のみで行っており、二〇〇二から毎年二百キロ程度の米の提供を継続しています。事務局は全農林が担っており、會議の会員によって実行する會議単独での取組みとして、近年実施している内容に変化はありませんが、保育園児を招いての田植えと稲刈り、ガールスカウトを招いての稲刈りは食育を兼ねた内容となっており、毎年マスコミ報道もされることから、會議の重要イベントとなっています。新型コロナウイルスまん延防止のため、會議の一部活動を二年間ほど自粛してきましたが、支援米の取組は支援者等の協力もあり継続してきました。

### ⑤ 今後の支援米活動

事務局を担ってまだ一年にも満たない私感ですが、支援米のほ場を提供して頂いている藤井さんの協力が無ければ、継続は出来なかったと思います。支援者の高齢と米の無償提供を頂いている現状、會議会員の減少、事務局を担う人材確保など、課題が多く、将来を見通せない状況からは継続の困難は予想されます。なお、過去には会員が米を持ち寄る「茶碗一杯運動」によって支援米を

集めた実績も残っていました。今後、どの様な支援米活動ができるのか、手法の試行錯誤はあるかも知れませんが、会員の知恵を借りながら、活動を継続できるように取組んで参ります。

### (参考) アジア・アフリカ支援米、作付・送付状況

2023年11月22日現在

	作付状況			送付状況		
	作付地区	面積	収穫量	品種	送付国	送付量
2013	滑川	3.7a	210kg	てんたかく	アフリカ・マリ共和国	210kg
	大長谷	5.0a	244kg	てんたかく	アフリカ・マリ共和国	244kg
2014	滑川	3.7a	210kg	てんたかく	アフリカ・マリ共和国	210kg
	大長谷	5.0a	210kg	コシヒカリ	アフリカ・マリ共和国	60kg
2015	滑川	3.7a	210kg	てんたかく	アフリカ・マリ共和国	210kg
	大長谷	※取り組み中止				210kg
2016	滑川	3.7a	210kg	てんたかく	アフリカ・マリ共和国	210kg
	大長谷	※取り組み中止				
2017	滑川	※2ヶ所とも、中心的代表者の都合で断念。			アフリカ・マリ共和国	410kg
	大長谷	お茶碗一杯のカンパ米による支援米の取組				
2018	滑川	3.7a		コシヒカリ	アフリカ・マリ共和国	210kg
2019	滑川	3.7a		コシヒカリ	アフリカ・マリ共和国	210kg
2020	滑川	3.7a		コシヒカリ	アフリカ・マリ共和国	210kg
2021	滑川	3.7a		コシヒカリ	アフリカ・マリ共和国	210kg
2022	滑川	3.7a		コシヒカリ	アフリカ・マリ共和国	210kg
2023	滑川	3.7a		コシヒカリ	アフリカ・マリ共和国	210kg

※1995年から取り組んでいるが、直近11年分を掲載。

参考1：2004年(国際コメ年)に「世界のたんば国際協力田」に認定される。(滑川：第85号)

## 編集後記

卒業シーズンが終わり、新たな船出を迎えられている方も多いのではないでしょうか。困難も待ち受けているかもしれませんが、これから様々な場所で新たにスタートされる方々には、順調な一歩を踏み出し乗り越えていってほしいものです。

スタートと言えば、直面するのは「二〇二四年問題」です。本誌時評でも取り上げていますが、二〇一九年四月に施行された「働き方改革関連法」の猶予期間が終わり、この四月から時間外労働の罰則付き上限規制が設けられること。労働者の保護法制ではあるものの、高齢化や労働力不足に直面している物流・建設業界にとって、深刻な問題となっています。とりわけ、物流部門では、地方都市ほどその影響が懸念され、私が住む北海道では、農畜水産物の主産地であるが故の課題も抱えています。広域で分散した地方の自治体では、鉄道も無くなり、トラックなどの配送も長時間となるため、リレー方式（鉄道とトラック、トラックからトラックへ）など工夫した取組も検討されています。

効率化と利便性を見つめ直す機会、加えて、労働者にとって良き方向にとの思いもありますが、地方自治や業界だけではその方策も限界があり、労働者・生活者が困

窮しないよう国策としてのアプローチも求められます。

さて、今回の特集は、茨城大学名誉教授の中島様を招いた座談会「農業の転換を通じて社会のあり方を変えていく」です。中島様からは、「基本法改正法案では環境負荷軽減が課題となっているが、環境負荷低減という視点を越え、農業とみどりとの関係修復がとりわけ重要である。みどりを離反してしまった農業の状態を見直し、みどりⅡ自然と命とともにあるという農業というあり方を取り戻すこと」。また、「農業は産業でもあり経済でもあるが、それだけではなく、自然とともにある暮らしと考えば、業をつけず単なる「農」という大まかなあり方として捉え直し、政策論議の中に置くことが重要」とのお話しなど、私はもとより読者の皆さんも興味深く読んでいただけたと思います。

また、UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）の石黒様から、パレスチナの現状とUNRWAの取組を報告いただきました。ウクライナへのロシア侵攻やイスラエル・パレスチナ紛争など、戦争がもたらす非生産性や人々にとって不幸しか生まない様々な問題・課題に対して、改めて向き合う機会を頂きました。

不穏な動きにある日本の平和や核問題、歴史を直視し冷静に見極めることが求められています。

（柴山）